



仙台市みどりの基本計画 2021-2030

(中間改訂)

(案)

今回の改定で修正する予定の主な箇所を下線にしています。

令和8年〇月

仙 台 市

目次

序 章

1 改定の背景と目的	1
2 みどりの基本計画とは	2
(1) 法律・条例上の位置づけ	2
(2) 本計画で対象とするみどりの範囲	2
(3) みどりの役割	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 計画の構成	4

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等	9
(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況	9
(2) みどりに関する新たな視点	13
(3) 本市のまちづくりに関する動向	16
(4) 本市のみどりの現状と課題	19
(5) 中間見直し	41
2 基本理念・みどりの将来像	63
(1) 基本理念	63
(2) みどりの将来像	64
○百年の杜将来イメージ	64
○「百年の杜」将来像図	70
○百年の杜将来イメージ・「百年の杜」将来像図の重ね図	72
3 取組みの姿勢	74
(1) グリーンインフラの推進	74
(2) 杜の都のグリーンインフラ	76

第2章 基本方針・具体的な施策

1 基本方針	78
基本方針 1「みどりと共生するまち」	78
(1) 施策の柱	80
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	85
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	92
基本方針 2「緑で選ばれるまち」	93

(1) 施策の柱	94
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	96
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	100
基本方針 3「みどりを誇りとするまち」	101
(1) 施策の柱	102
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	106
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	109
基本方針 4「みどりとともに人が育つまち」	110
(1) 施策の柱	111
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	113
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	117
基本方針 5「みどりを大切にするまち」	118
(1) 施策の柱	119
(2) 重点的な取組み（百年の杜づくりプロジェクト）	121
(3) 市民・市民活動団体・事業者の取組み	125
実現のための施策図（市域全体）	126
実 現のための施策図（市街地拡大）	128
2 区ごとの主な事業・取組み	130
(1) 青葉区	130
(2) 宮城野区	134
(3) 若林区	138
(4) 太白区	142
(5) 泉区	146
3 各方針の事業・取組みの一覧	150
基本方針 1「みどりと共生するまち」	150
基本方針 2「みどりで選ばれるまち」	153
基本方針 3「みどりを誇りとするまち」	154
基本方針 4「みどりとともに人が育つまち」	156
基本方針 5「みどりを大切にするまち」	158

第3章 計画を推進する上での配慮事項

1 緑地保全に関すること	161
(1) 緑地保全制度の運用	161
2 都市緑化に関すること	170
(1) 緑化重点地区の運用	170
(2) 市街地等における建築物等の緑化の推進	180
3 都市公園に関すること	181

(1)「公園マネジメント」の推進	181
4 街路樹に関すること	185
(1)「街路樹マネジメント」の推進.....	185

第4章 計画の進行管理

1 推進体制.....	192
(1) 市民，市民活動団体，事業者，行政の取組みの基本的な考え方.....	192
(2) 第三者機関や市民による評価	193
(3) 庁内連携の強化	193
(4) 関係機関との連携.....	193
2 進行管理.....	194
(1) 計画全体の指標	195
(2) 5つの基本方針ごとの指標	196

参考資料

1 計画策定に関する市民意見.....	197
2 計画策定の経過.....	198
3 みどりの計画の変遷.....	203
4 みどりのデータ集	211
5 用語集.....	227

序 章

1 改定の背景と目的

仙台市では、平成6年(1994年)の都市緑地保全法（平成16年(2004年)に現在の都市緑地法へ名称改正）の改正を受け、平成9年（1997年）に緑の都市像や施策を定めた法定計画である「仙台市グリーンプラン21（仙台市緑の基本計画）」を策定しました。この計画では「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念として、緑の保全、創出、普及の3つを基本的な方針に定め、市民協働による緑の施策に取り組みました。

平成24年(2012年)には、東部地域の緑の再生と、より緑豊かな都市づくりの推進を目的として、新たに「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定し、「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念に掲げ、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、東部地域のみどりを震災からの復興のシンボルとして再生することや、これまでの先人の努力により受け継がれてきたみどりを守り育て、より豊かで質の高い「杜の都・仙台」を実現し、未来に継承していくための取り組みを進めて来ました。

この間、少子高齢化の更なる進行や地球温暖化に伴う気候変動、国内外の交流人口の拡大など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、国連サミットでは深刻化するこれらの諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。令和元年（2019年）に国土交通省が策定したグリーンインフラ推進戦略では、自然環境が有する多様な機能を国土・都市・地域づくりに活用する取り組みが示され、まちづくりにおいてみどりが担う役割はますます重要度を高めています。

みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、質の向上や量の更なる充足を図り、多様な主体と連携しながら、その機能を積極的に活用していく取り組みが今、求められています。

伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、仙台市みどりの基本計画2021-2030を策定しました。

本計画第4章2．進行管理に基づき、中間年度となる令和7年度に中間見直しを行い、ここに計画を一部改定します。

2 みどりの基本計画とは

(1) 法律・条例上の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組みを実施するにあたっての、基本的な方針を示すものです。

本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しています。

(2) 本計画で対象とするみどりの範囲

本計画では市域全域にわたって分布する樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、また単独で生育する樹木や草花などを広く対象とします。

また、公園緑地、学校の校庭や街路樹などの公共施設の緑から、私有林や屋敷林（いぐね 居久根）、個人の庭などの私有の緑まで、広く市民共有の財産ととらえ、本計画の対象とします。

このように広い概念でとらえていることを示すために、ひらがなの「みどり」と表記することにします。

※ただし緑化や緑被地（りよくひち りよくひち）などの単語中の「緑」や「緑の活動団体」など、条例や要綱で規定されているものについては、漢字表記とします。



(3) みどりの役割

① 自然環境の保全

森林は植林や間伐などの適正な管理により、二酸化炭素が吸収・固定され、地球温暖化の防止に寄与するとともに、水源・地下水涵養機能も高まり、健全な水循環の確保に寄与します。

また、奥山から海岸までの多様な自然環境は生物の生息・生育の基盤や移動経路となるなど、生物多様性を保全します。

② 都市環境の改善

都市のみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風・防塵など生活環境を保全するとともに、人々にやすらぎや潤いなどの心理的な効果をもたらします。

③ こどもの育ちやレクリエーションの場などの提供

公園緑地や樹林地などは、こどもが遊びや学びを通して育つ場となるとともに、休養や

健康増進，レクリエーションなどの場にもなります。

④ 安全・安心な都市基盤の形成

公園緑地などのオープンスペースは地震や火災などの災害時の避難場所となり，また公園緑地や樹林地などは延焼を防止するほか，土砂崩壊などによる被害を軽減します。さらに，海岸林は飛砂や塩害を防ぐだけでなく，津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉効果等があり，沿岸部の公園緑地に設置した丘は津波からの避難場所となるなど，津波被害の軽減効果を持っています。

⑤ 地域固有の都市景観，歴史，文化の形成

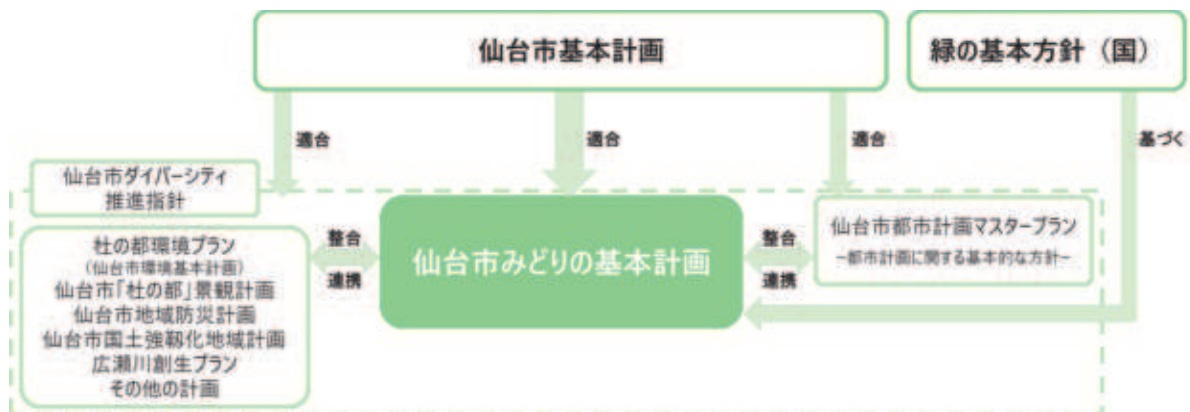
みどりは，歴史的・文化的資産と一体となった地域固有の都市景観や風土を形成するとともに，地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与します。

⑥ 地域のコミュニティ形成の場

公園緑地や樹林地などはみどりとふれあう活動の場を提供し，みどりの保全や創出に多くの人が関わることで，人と人をつなぐ地域コミュニティ醸成の場となります。

3 計画の位置づけ

仙台市基本計画及び国が策定した「緑の基本方針」を上位計画とし，仙台市ダイバーシティ推進指針の考え方を反映させながら，仙台市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と連携及び整合を図っています。



図－１：計画体系における仙台しみどりの基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画の計画期間は，上位計画である仙台市基本計画に合わせ，令和12年度までとして，計画の実現を目指します。

なお，社会情勢の変化などに対応していくため，中間年度（令和7年度）には中間見直しを行いました。

5 計画の構成

序章

第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

第2章 基本方針・具体的な施策

第3章 計画を推進する上での配慮事項

第4章 計画の進行管理

仙台市みどりの基本計画2021-2030（一部改訂）の構成

序章、第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

調整計画の決定等
仙台市基本計画

P.16～

挑戦を続ける、新たな杜の都へ
～“The Greenest City” SENDAI～
まちづくりの理念として、連続
と受け継がれてきた「杜の都」
のまちづくりを基盤に、世界か
ら選ばれたいまちを目指し、仙
台が持つ都市個性の深化と掛け
合わせを通じて、「杜の都」を
新しいステージに押し上げる
という想いを込め、「挑戦を続ける
、新たな杜の都へ」を掲げて
います。

副題の“The Greenest City”
SENDAIは、「杜の都」と親和
性のある「Green」という言葉に、
目指す都市の姿に関連する多様
な意味を持たせるとともに、世
界を見据えて常に高みを目指し
ていくまちづくりの方向性を示
しています。

本市のみどりの課題

P.40

〈本市のみどりを取り巻く社会状
況、みどりの現状、前計画の成果
等を踏まえ、以下の課題を抽出〉

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・
頻発化する自然災害大きく変化する
社会状況への対応が求められる
中で、みどりをまちづくりの重要
な資源として捉え、その多様な機
能を積極的に活用していくことが
必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづく
りに効果的に活用できるように、
緑地保全制度の運用の更なる推進
や都市緑化の質の向上、公園や街
路樹等の老朽化や安全性の確保な
ど、みどりの適正な維持管理や
配置を行い質の向上や量の更なる
充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利
活用に関する取組みを推進するた
めに、市民や市民活動団体、事業者
等の多様な主体と更なる連携を
図っていくことが必要です。

中間見直し

P.41～

「ダイバーシティ」、「脱炭素
（気候変動）」、「観光」、「こ
ども」の視点を強化・補足すると
ともに、中間年度までに生じた課
題や、市民意見の聴取結果等を踏
まえ、各基本方針の重点的な取組
みの再構成と成果指標の修正を行
いました。

基本理念

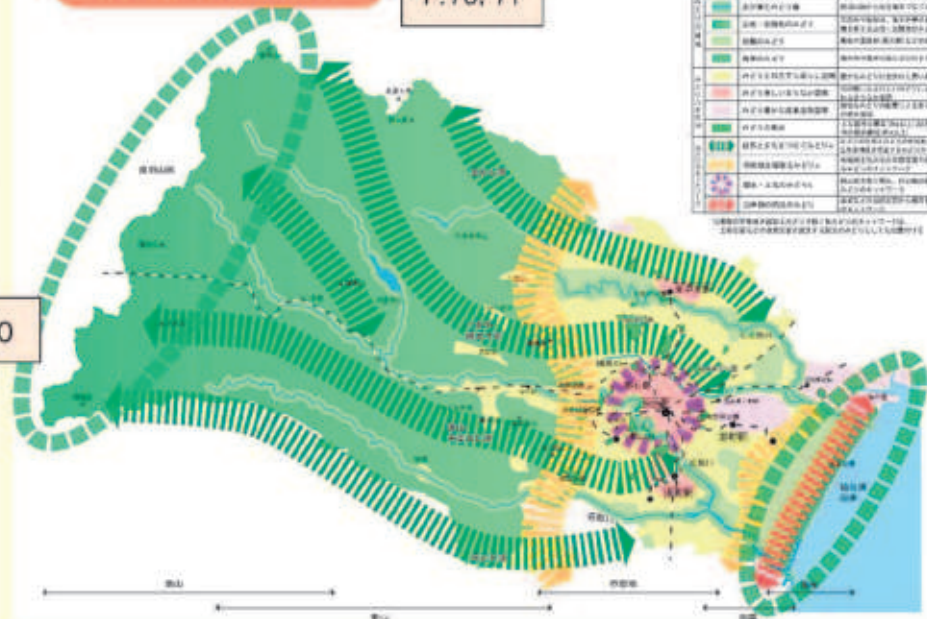
P.63

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つである、奥山から沿岸部までの豊かな自然と
都市機能が調和した「環境」を、市民とともに「百年の杜づくり」が
支えてきたことを踏まえ、引き続き「百年の杜づくり」を推進し、

百年の杜将来像図

P.70, 71



取組みの姿勢

P.74～



P.76, 77

今後はまちづくりにみどりの多様な機能を積極的に活用することで、新たな杜の都を目指します。ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで、杜の都の更なる高みを目指します。

百年の杜将来イメージ

P.64, 65



グリーンインフラの推進

基本理念を実現すべく、全庁一丸となるとともに、市民や事業者などの多様な主体と連携し、グリーンインフラを推進していきます。

1) グリーンインフラと杜の都のみどり

仙台市基本計画ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）」と捉えています。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林がありました。第二次世界大戦後は焼失した屋敷林に代わって都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた海岸林を津波からの多重防御として、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んできました。

今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。

2) これからのまちづくりにおけるグリーンインフラ

令和2年（2020年）世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、持続可能で魅力ある都市・地域づくりへの多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目したまちづくりに取り組んでいきます。

〈基本方針〉

〈施策の柱・基本施策〉

〈重点的な取り組み(百年の杜づくりプロジェクト)〉

みどりと
共生する
まち(自然環境保
全・防災減災
など)

P.79~

① みどりを生かした防災・減災を進める

- 1) 自然災害等を軽減するみどりの保全・育成
- 2) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実

② みどりにより、健全な水循環を維持・増進する

- 1) 市街地等の浸透力・保水力の向上
- 2) 樹林地・農地の適正な保全
- 3) 河川環境の保全

③ 都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む

- 1) 生物の生息地となる樹林地、公園・緑地等の保全・充実
- 2) 郷土種を利用した緑化、みどりのネットワークの形成

④ みどりを資源として循環させる

- 1) みどりの有効活用、環境負荷の小さい資材の活用

みどりで
選ばれる
まち(活力・経済
など)

P.93~

⑤ みどりで人、企業を惹きつける

- 1) 都心部のシンボル並木の磨き上げによる都市ブランドの向上
- 2) 老朽化したビルの建替えなどを契機とした質の高い緑化空間の創出

⑥ みんながみどりを享受できるまちをつくる

- 1) あらゆる人々が集い、楽しみ、活動できるような公園、緑地の整備
- 2) 人々の交流を促すみどりの空間形成

みどりを
誇りとする
まち(歴史文化・
景観など)

P.101~

⑦ 杜の都にふさわしいみどりを充実させる

- 1) 市街地を囲む緑地や丘陵部の保全
- 2) 風格のある杜の都の景観づくり

⑧ 歴史と文化の香るみどりを守り、継承する

- 1) 文化資源と調和するみどりの保全と活用
- 2) 歴史あるみどりの保全と活用

みどりと
ともに人が
育つまち(子育て・教
育・コミュニ
ティ・健康増
進など)

P.110~

⑨ 暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる

- 1) 地域ごとの特色を踏まえた公園緑地等の整備
- 2) 住宅地や公共施設、民間施設等におけるみどりの充実

⑩ みどりにより健やかな心身を育む

- 1) みどりによる子どもの遊び環境・学び環境の充実
- 2) みどりを介したコミュニティの醸成
- 3) みどりを生かした健康づくりの推進

みどりを
大切にする
まち(緑地保全・
環境教育など)

P.118~

⑪ みどりの持続可能な管理体制を構築する

- 1) 様々なみどりの施設マネジメントによる効率的な維持管理
- 2) 多様な主体・多様な手法による参加の促進
- 3) みどりの団体やみどりの人材の育成

⑫ 悠久の杜の都を発信する

- 1) みどりのイベント充実と開催支援
- 2) 杜の都のみどりの魅力発信

I. みどりによる気候変動対策の推進

市街地の貴重な緑地の保全や森林整備、公園や道路、建物敷地などへの雨庭の整備等に取り組み、二酸化炭素吸収源の確保を図るとともに、浸水被害やヒートアイランド現象の緩和等を図ります。

II. 生態系を育むみどりの保全・創出

市街地の貴重な緑地の保全や森林整備、自然共生サイトの認定の支援などにより、ネイチャーボジティブを推進し、生態系サービスの基盤を充実させます。

P.130~

I. 都心部・広域拠点の活力・にぎわいの創出

街路樹のある公共空間の整備や利活用、エリアマネジメントに活用される公園づくりの推進等により、ビジネスの機会創出やまちのにぎわいを促進します。

II. 都心部の建築物等における質の高い緑化の創出

建築物等緑化ガイドラインの運用や建築物等緑化認定制度の導入により質の高い緑化を促進し、都市ブランドや建築物等の価値向上を図ります。

I. 街路樹による風格ある景観づくり

街路樹の整備や、計画的な街路樹管理の実施などにより、歩いてみたくなる、美しい街路空間を創出します。

II. 仙台ならではのみどりの活用

青葉山エリアのみどりや、秋保大滝、沿岸部の自然環境などを観光資源として磨き上げ、活用することで、市民に地域への誇りと愛着を醸成するとともに、交流人口の拡大を促します。

I. 子どもの遊び・学び環境の充実

公園でのこどもの遊び環境の整備、プレーパークの推進、こども向けのみどりの学習・活動機会の創出等により、こどもが豊かな人間性や社会性を身に付ける可能性を広げます。

II. みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進

コミュニティガーデンづくりや公園緑地を活用したウォーキング等の健康づくり、みどりに関する各活動団体の支援等により、花とみどりを介した多様な人々の創造的な交流を促し、さまざまな視点が入り入れられた地域づくりを推進します。

I. 施設マネジメントの推進

老朽化した公園施設の効率的な維持管理による長寿命化や、計画的な街路樹管理の実施等、新技術を活用しながら安全・安心な利用空間を創出します。

II. みどりの魅力・情報発信の強化

未来の杜せんだいネット ハナみどリエでの情報発信や、ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント開催等により、杜の都のみどりを知り、楽しむ機会を増やします。

区ごとの
主要事業・取組み

第3章 計画を推進する上での配慮事項

P.160~

本計画を推進する上で、都市緑地法等に基づき、「緑地保全」、「都市緑化」、「都市公園」、「街路樹」について、関連事業を進めていく際の配慮事項等をまとめます。

1. 緑地保全に関すること

特別緑地保全地区や風致地区、保存緑地等の法令等の緑地保全制度を運用することで、適正に保全を図っていくとともに活用に取り組む

2. 都市緑化に関すること

緑化重点地区（仙台都心部など4地区）について、公園緑地や街路樹のみどりの適正な整備や維持管理を行うとともに、民有の建築物等の緑化については、ガイドラインや助成制度の運用等により、質を向上させる

3. 都市公園に関すること

都市経営の重要な資源の一つとして捉え、長期的観点のもと計画的な整備・管理を行い、その価値を維持向上させるとともに、公園が持つ多様な機能を有効に活用することで、都市の魅力を向上させる「公園マネジメント」に取り組む

4. 街路樹に関すること

適正な整備・維持管理により、その価値を向上させるとともに街路樹が持つ多様な機能を有効に活用し、都市の魅力を向上させる「街路樹マネジメント」に取り組む

第4章 計画の進行管理

P.192~

令和12年度までの10年間を計画期間とし、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、事業の進捗を把握するなど適切な進行管理を行います。

●計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1	市域全域の緑被率	78.4%	維持・向上
指標2	都市計画区域内の 都市公園等の市民一人当たり面積	18.6㎡	20㎡
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度	34.7%	40%

●5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1	公園緑地等における浸透施設整備により ①雨水流出抑制が図られた面積 ②確保される植栽地以外の雨水浸透能力	—	R12年度までに ①145,000㎡増 ②1,900㎡/h増
	市街地の緑被率	29.9%※1	維持向上
	身近な生きもの（9種）の認識度	ツバメ75.2% ほか	全ての種で 現在より向上
	自然共生サイトの認定数	二	R12年度までの 8年間※2で15箇所
方針2	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12年度までの 10年間で7箇所
方針3	仙台市都心部緑化重点地区における ①緑被率・②平均緑視率の向上	①14.2% ②31.0%※1	①14.3%以上(約3ha増) ②33%
	街路樹の再生（高木の更新路線数）	—	R12年度までの 10年間で70路線実施
方針4	仙台ならではのみどりを活用した（名木・古木めぐりなど）イベント開催件数	10回/年度	10回/年度 以上
方針5	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358団体	1,460団体
方針5	公園施設改修件数	—	R12年度までの 10年間で延べ4,100公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12年度までの 10年間で延べ5,000人

※1市街地の緑被率は令和8年度実績、平均緑視率は令和2年度実績

※2 自然共生サイトの制度が開始されたのが令和5年度であることから8年間とした。

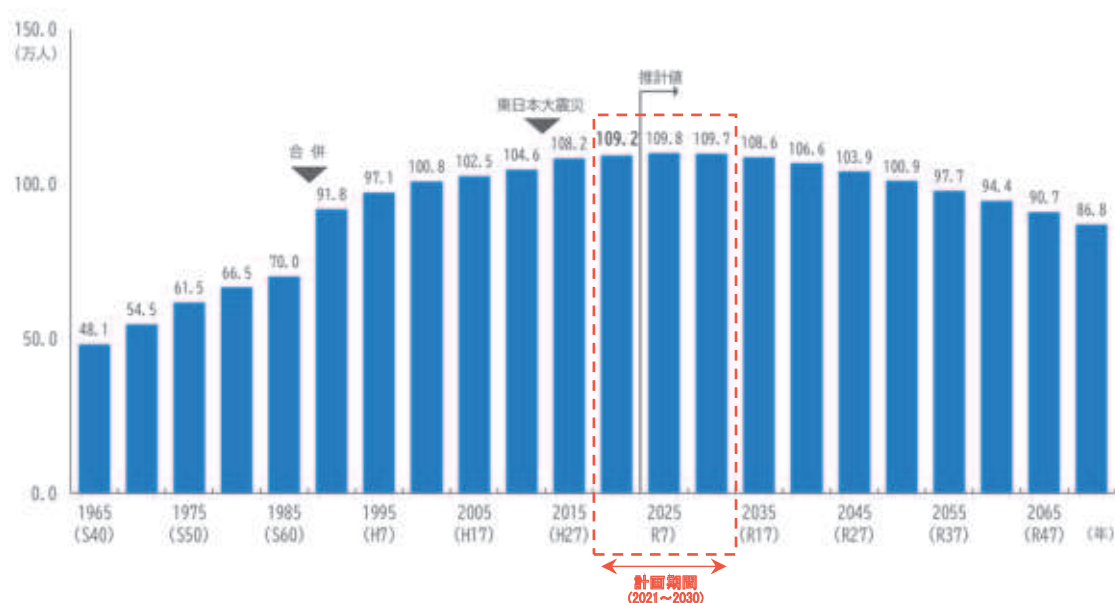
第1章 基本理念・みどりの将来像・取組みの姿勢

1 みどりを取り巻く社会状況等

(1) 本市のみどりを取り巻く社会状況

① 緩やかな人口減少と少子高齢化の更なる進行

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は増加が続いていますが、近い将来にピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2050年から2055年にかけて100万人を割り込む見込みです。本計画期間中については、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっていますが、少子高齢化が進み、人口構成の変化が予想されます。



図－2：仙台市の将来人口推計

出典：仙台市基本計画 コーホート要因法により仙台市まちづくり政策局で推計

② 地球温暖化等に起因する自然災害の頻発化・激甚化

近年、地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界中で平均気温の上昇や豪雨等による水災が発生しています。国内においても、その影響が表れ始めており、全国各地で局地的な大雨や記録的な猛暑が発生しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に広い範囲で大雨となり、豪雨災害としては平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしました。「令和元年東日本台風」では、宮城県内でも阿武隈川などの河川氾濫やがけ崩れが発生し、本市においても広い範囲で被害が生じております。

水災対策は、令和2年(2020年)7月には国土交通省から「流域治水」の考えが示される等、社会全体として総合的かつ多層的に取り組むことが求められています。



図－3：本市における近年の大雨被害

出典：仙台市地球温暖化対策推進計画



図－4：「流域治水」の施策のイメージ

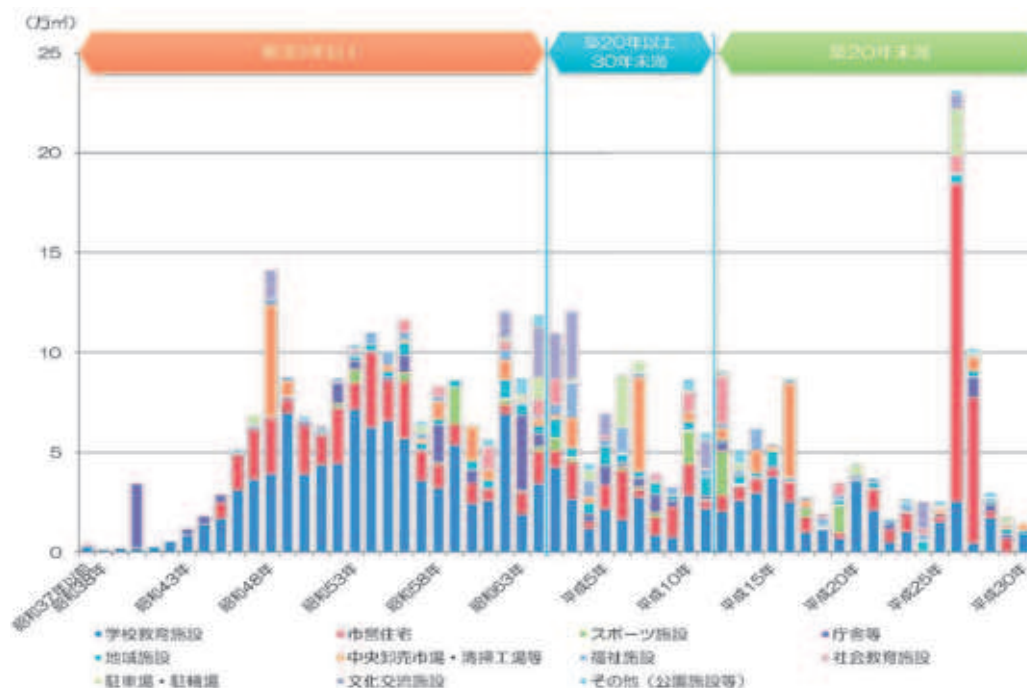
出典：【概要】気候変動を踏まえた水害対策のあり方について答申

（国土交通省、令和2年7月）

③ 社会資本の老朽化

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなるが見込まれ、一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本市においても公共施設（建築物）のうち、築30年以上の施設が4割を超えており、今後、老朽化対策が必要となる施設の維持・保全に、膨大な費用がかかることが見込まれています。



図－５：整備年度別床面積

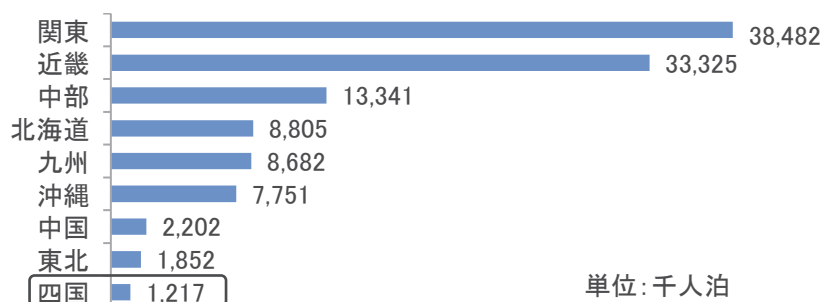
出典：平成 30 年度仙台市公共施設の「見える化」-公共施設のいま-（財政局）

④ 交流人口の拡大

本市の外国人宿泊者数は令和元年(2019年)に33万人泊を突破し、5年連続で過去最多を更新しましたが、東北地方全体における宿泊者数は他地域に比べると依然として低水準にあります（図－6：「令和元年(2019年)地域別外国人延べ宿泊者数」参照）。観光庁が平成29年(2017年)3月に発表した「観光立国推進基本計画」では、地方部※における訪日外国人宿泊者数を令和2年(2020年)に7,000万人泊にすることを目標に掲げておりますが、令和元年(2019年)実績は約4,308万人泊（全国合計では1億1,566万人泊）と目標の6割程度に留まり、さらに令和2年は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行により、地方部の宿泊者数は速報値で約703万人泊（全国合計では約1,803万人泊）と大幅に落ち込みました。

しかしながら、感染症の収束後を見据え、東北地方の交流拠点としての役割を担う本市においては、更なる観光資源の発掘や都市の魅力向上等の取組みが必要と考えられます。

※三大都市圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の道県を指す。



図－６：「令和元年(2019年)地域別外国人延べ宿泊者数」

出典：観光庁 観光統計により作成

⑤ 感染症を契機としたまちづくり

令和元年(2019年)に発生し、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活と地域経済に深刻な影響を与え、一人ひとりの暮らし方や働き方も見直されています。

令和2年(2020年)には国土交通省から、新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対応について、職住近接(自宅と勤務地が近いこと)のニーズへの対応や総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの柔軟な活用等、今後のまちづくりの方向性が示されました。



図ー7：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（イメージ）

出典：「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」概要版抜粋
(国土交通省、令和2年8月)

(2) みどりに関する新たな視点

① 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)までの国際目標です。同目標では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）が掲げられています。

内閣府では、平成30年(2018年)度より、自治体によるSDGsの取組みを促進するため、優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は、「『防災環境都市・仙台』の推進」が評価され、令和2年(2020年)度に選定されています。

本計画では、17のゴールの達成に寄与する施策を積極的に推進していきます。



図ー8：SDGsの17のゴール（目標）

出典：国際連合広報センターHP

② 仙台防災枠組 2015-2030

「仙台防災枠組2015-2030」は、平成27年(2015年)に本市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、「兵庫行動枠組（平成17年(2005年)に採択）」の後継となる新しい国際的防災指針です。

同枠組では、災害による死亡者の減少、国や地方レベルでの防災・減災戦略を有する国の増加など、地球規模の目標が初めて設定され、防災・減災については、自然生態系を生かした防災・減災を意味するEco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の推進が盛り込まれました。

本市では、東日本大震災時に消失した海岸林が津波減衰効果を発揮したことを踏まえ、平成25年(2013年)度から海岸林の再生等に取り組む「ふるさとの杜再生プロジェクト」を実施し、震災後のまちづくりにおいてEco-DRRを推進してきました。

③ 都市緑地法等の改正による新たな制度

平成29年(2017年)6月に法改正が行われ、都市公園の再生・活性化(都市公園等)、緑地・広場の創出(都市緑地法)、都市農地の保全・活用(生産緑地法等)について、新たな制度が創設されました。

国土交通省はこうした法改正による新制度を「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」に位置づけることで、緑のまちづくりの充実を図ることの必要性を示しています。



図9: 平成29年度改正都市緑地法等の概要

出典: 国土交通省資料により作成

④ グリーンインフラ推進戦略

令和元年(2019年)7月に国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。この中で、グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」とされており、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが必要とされています。また、グリーンインフラはSDGs(持続可能な開発目標)と親和性があり、同目標に示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効とされています。

令和2年(2020年)3月には、都道府県・市区町村、関係府省庁、民間企業・学術団体、個人などから構成されるグリーンインフラ官民連携プラットフォームが設立され、多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、グリーンインフラの社会的な普及や調査・研究等が進められており、その活動の一環として開催された第1回グリーンインフラ大賞(国土

交通省主催）では、防災・減災部門における取組みとして、本市のふるさとの杜再生プロジェクトが国土交通大臣賞（最優秀賞）を受賞しました。

本市においては、近年激しさを増す都市型水害や魅力ある都市空間の形成など、顕在化する様々なまちづくりの課題へ対応が求められており、グリーンインフラをより一層推進していく必要があります。

⑤ オープンスペースに関する提言など

平成28年(2016年)に国土交通省が設置した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」より、人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの政策は「新たなステージ」へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視する必要があるという提言がなされました。

また、令和元年(2019年)には同省が設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」から「『居心地が良く歩きたくなる まちなか』からはじまる都市の再生」が提言されました。

本市は、同提言に共鳴し、国とともに取組みを進める「ウォークブル推進都市」に賛同しており、官民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの創出に向け、都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用などの取組みを推進していくこととしております。



【札幌市】北3条広場アカブラ



図－１０：『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～

出典：国土交通省資料により作成

(3) 本市のまちづくりに関する動向

① 関連計画の改定等

1) 仙台市基本計画

まちづくりの理念に「挑戦を続ける，新たな杜の都へ～” The Greenest City” SENDAI～」を掲げています。

「杜の都」と親和性のあるGreenという言葉に，目指す都市の姿に関連する様々な意味（自然，心地よさ，成長，進め！）を持たせるとともに，常に高みを目指す姿勢の象徴として，最上級を表す「est」を付した” The Greenest City” というまちづくりの方向性を定め，仙台がこれまで培ってきた都市個性を深化させ，掛け合わせ，相乗効果を生み出していくことで，仙台らしさが輝く「新たな杜の都」をつくっていくとしています。

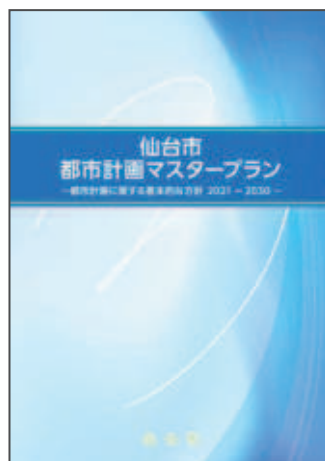


目指す都市の姿の実現に向けて，仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取組む8つのチャレンジプロジェクトが設定されており，みどりに関しては，グリーンインフラの充実を通じて，みどりが有する防災・減災やにぎわい創出，景観向上等の機能をまちづくりに生かしていくこととしています。

2) 仙台市都市計画マスタープラン

都市づくりの目標像を「『選ばれる都市へ挑戦し続ける”新たな杜の都”』～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」とし，目標像の実現に向けて，「働く」・「学ぶ・楽しむ」・「暮らす」場所としての質を高め，相乗効果を生み出すことにより，選ばれる都市の実現を目指すとしています。

目標像の実現に向け，都市づくりの基本方針や部門別の方針を定め，都市づくりの具体的な考え方を示しています。みどりに関しては，基本方針の「1. 魅力・活力ある都心の再構築」において「杜の都の緑豊かな都市空間の形成と活用」，基本方針の「2. 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり」では「自然環境の保全・継承」，基本方針の「4. 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」では「緑と潤いのある都市空間の形成と活用」，「災害に強い安全・安心な都市空間の形成」などの様々な分野にわたって考え方が示されています。また，部門別方針の「3. 緑・景観」においては，自然環境の保全や緑の持つ多機能性を生かしたグリーンインフラ



によるまちづくり、公園・緑地等の形成と保全などを進めていくこととしています。

このように、都市づくりの方針を示す計画において、みどりに関する方針が多岐にわたって示されており、今後の都市づくりの中でみどりが担う役割が大きいものとなっています。

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

目指す環境都市像「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げ、この実現に向けて5つの分野別の環境施策と3つの重点的な取組みを進めることとしています。

みどりに関しては、分野別の環境施策「2 自然共生都市づくり」において、「豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち」を目指す都市の姿として掲げ、この施策として「豊かな自然環境と多様な生きものを守る」、「恵み豊かな里地里山を活性化させる」、「グリーンインフラをまちづくりに活かす」等を位置づけているほか、分野別の環境施策「4 快適環境都市づくり」の「健康で快適な生活環境を保全する」、「地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める」においても、みどりの多機能性を生かす取組みを進めていくこととしています。



4) 仙台市国土強靱化地域計画

4つからなる基本目標として「人命の保護が最大限図られる」等を掲げ、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定を行い、それらの設定に基づき脆弱性を評価した上で、今後の取組みの方向性を推進方針として設定しています。

リスクシナリオの1つである「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、暴風雪や豪雪等による多数の死傷者の発生」では、雨水流出抑制の方策の1つとして、雨水の地下への浸透などを行うためにグリーンインフラの導入を図ることとしています。

② 都心部再開発の動向

東日本大震災以降、震災からの復興を進めてきた一方、都心部において建築物の老朽化やオフィスビル供給の減少等の新たな課題が顕在化しています。

これらの課題に対応するため、令和元年(2019年)7月から「せんだい都心再構築プロジェクト」を始動し、助成制度の創設等による建替え促進や都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法）の拡大指定などに取組み、都心部の機能強化を進めています。さらに、勾当台・定禅寺通エリアにおいては、市役所本庁舎の建替えや定禅寺通活性化、市民広場を

含む勾当台公園の再整備等，市政上の重要施策も動き出しており，今後の公・民の資産の老朽化対応において，個々の改修や更新が同エリアの魅力向上に寄与し，繋がりのある取組みとなるように，同エリアのまちづくりの将来像を示す「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」の策定に向けた検討が進められています。

また，青葉通や宮城野通においても，地域の関係者により設立されたまちづくり協議会が主体となって計画が作成され，地域が目指すまちづくりの将来像などが示されるとともに，にぎわいの創出や活性化を目的として歩道の一部を広場化する社会実験が実施されるなど，まちづくりの取組みが行われています。

③ 令和5年度開催「第40回全国都市緑化仙台フェア」

杜の都の環境をつくる条例の制定50周年という節目にあたる令和5年(2023年)4月26日から6月18日までに，本市としては2回目（前回は平成元年(1989年)に開催）となる第40回全国都市緑化仙台フェアを開催しました。

「杜の都から始まる未来，みどりを舞台に人が輝く」を開催テーマに，「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り，その大切さを見つめなおすとともに，新型コロナウイルス感染症の影響により引き起こされつつある社会的変革の先にある「新たな杜の都」の創造に向けて，3つの基本理念（❶百年先の，みどり豊かな杜の都を育むために❷杜の都のみどりと親しむライフスタイルの発見，そして人の交流があふれるまちへ❸復興からその先へ，みどりを未来へつなげる）を掲げ，約115万人が来場しました。

(4) 本市のみどりの現状と課題

① 本市のみどりの特徴と現状

1) 緑被率

本市では緑被分布の現況調査（緑の分布調査）を、平成元年(1989年)から5年ごとに航空写真の撮影により行っています。令和元年(2019年)度を実施した調査の結果、市全域では、緑被率が78.4%と市域の約8割がみどりに覆われており、その内訳は、樹林地が64.9%、草地が3.8%、農耕地が8.5%、水面が1.2%となっています（図－11：「緑被分布総括図」参照）。

また、市街地、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外での緑被率はそれぞれ30.2%、26.3%、87.7%、98.5%となっています（図－12：「区域ごとの緑被率」参照）。

前回の調査（平成26年(2014年)度実施）と比較すると（表－1：「緑被地面積の経年変化」参照）、市全域の緑被率は0.9ポイント減少しており、緑被地ごとの内訳では、樹林地で0.4ポイント、草地で0.1ポイント、農耕地で0.4ポイント、水面で0.1ポイント減少しています（四捨五入の関係で合計が合わない）。

区域ごとにみると、市街化区域では、樹林地で0.8ポイント、草地で0.7ポイント、農耕地で0.4ポイント減少しています。市街化調整区域では、草地が0.2ポイント増加しているものの、樹林地で0.4ポイント、農耕地で0.6ポイント減少しています。都市計画区域外においても市街化調整区域と同様に、草地では0.2ポイント増加しているもの、樹林地で0.3ポイント、農耕地で0.3ポイント、水面で0.2ポイント減少しています。

農耕地については、いずれの区域においても減少していますが、耕作放棄地率の割合が大きくなっています（表－2「耕作放棄地率の経年変化」参照）。また、樹林地についても、いずれの区域においても減少しており、開発等の土地利用の影響が原因と考えられます。

表－１：緑被地面積の経年変化

※中間見直し時の調査結果は第１章１．（５）「中間見直し」参照

緑被地の種類・面積 区域区分		区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		水面		緑被地合計		
			緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	
都市計画区域	市街化区域	平成16年度	44,285.00	17,813.44	40.2	3,173.29	7.2	6,168.67	13.9	896.01	2.0	28,051.41	63.3
		平成21年度	44,284.00	19,589.46	44.2	1,746.00	3.9	5,923.88	13.4	829.37	1.9	28,088.71	63.4
		平成26年度	44,293.00	19,193.24	43.3	2,771.13	6.3	5,602.45	12.6	788.48	1.8	28,355.30	64.0
		令和元年度	44,296.00	18,952.80	42.8	2,670.50	6.0	5,393.04	12.2	781.99	1.8	27,798.33	62.8
	市街化調整区域	平成16年度	18,001.00	3,411.23	19.0	1,196.55	6.6	394.12	2.2	111.11	0.6	5,113.01	28.4
		平成21年度	18,036.10	3,835.78	21.3	572.29	3.2	374.19	2.1	104.38	0.6	4,886.64	27.1
		平成26年度	18,035.00	3,756.90	20.8	924.34	5.1	323.61	1.8	97.89	0.5	5,102.74	28.3
		令和元年度	18,006.00	3,604.37	20.0	788.82	4.4	260.31	1.4	83.69	0.5	4,737.19	26.3
	市街化調整区域	平成16年度	26,284.00	14,402.21	54.8	1,976.74	7.5	5,774.55	22.0	784.90	3.0	22,938.40	87.3
		平成21年度	26,247.90	15,753.68	60.0	1,173.71	4.5	5,549.69	21.1	724.99	2.8	23,202.07	88.4
		平成26年度	26,258.00	15,436.34	58.8	1,846.79	7.0	5,278.84	20.1	690.59	2.6	23,252.56	88.6
		令和元年度	26,290.00	15,348.43	58.4	1,881.68	7.2	5,132.73	19.5	698.30	2.6	23,061.14	87.7
都市計画区域外	平成16年度	34,524.00	31,073.67	90.0	897.28	2.6	1,708.72	4.9	180.47	0.5	33,860.14	98.1	
	平成21年度	34,525.00	32,136.22	93.1	256.80	0.7	1,385.67	4.0	216.96	0.6	33,995.65	98.5	
	平成26年度	34,292.00	32,123.50	93.7	266.88	0.8	1,383.86	4.0	216.72	0.6	33,990.96	99.1	
	令和元年度	34,339.00	32,058.62	93.4	354.05	1.0	1,280.07	3.7	139.73	0.4	33,832.47	98.5	
全市域	平成16年度	78,809.00	48,887.11	62.0	4,070.57	5.2	7,877.39	10.0	1,076.48	1.4	61,911.55	78.6	
	平成21年度	78,809.00	51,725.68	65.6	2,002.80	2.5	7,309.55	9.3	1,046.33	1.3	62,084.36	78.8	
	平成26年度	78,585.00	51,316.74	65.3	3,038.01	3.9	6,986.31	8.9	1,005.20	1.3	62,346.26	79.3	
	令和元年度	78,635.00	51,011.42	64.9	3,024.55	3.8	6,673.11	8.5	921.72	1.2	61,630.80	78.4	

四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

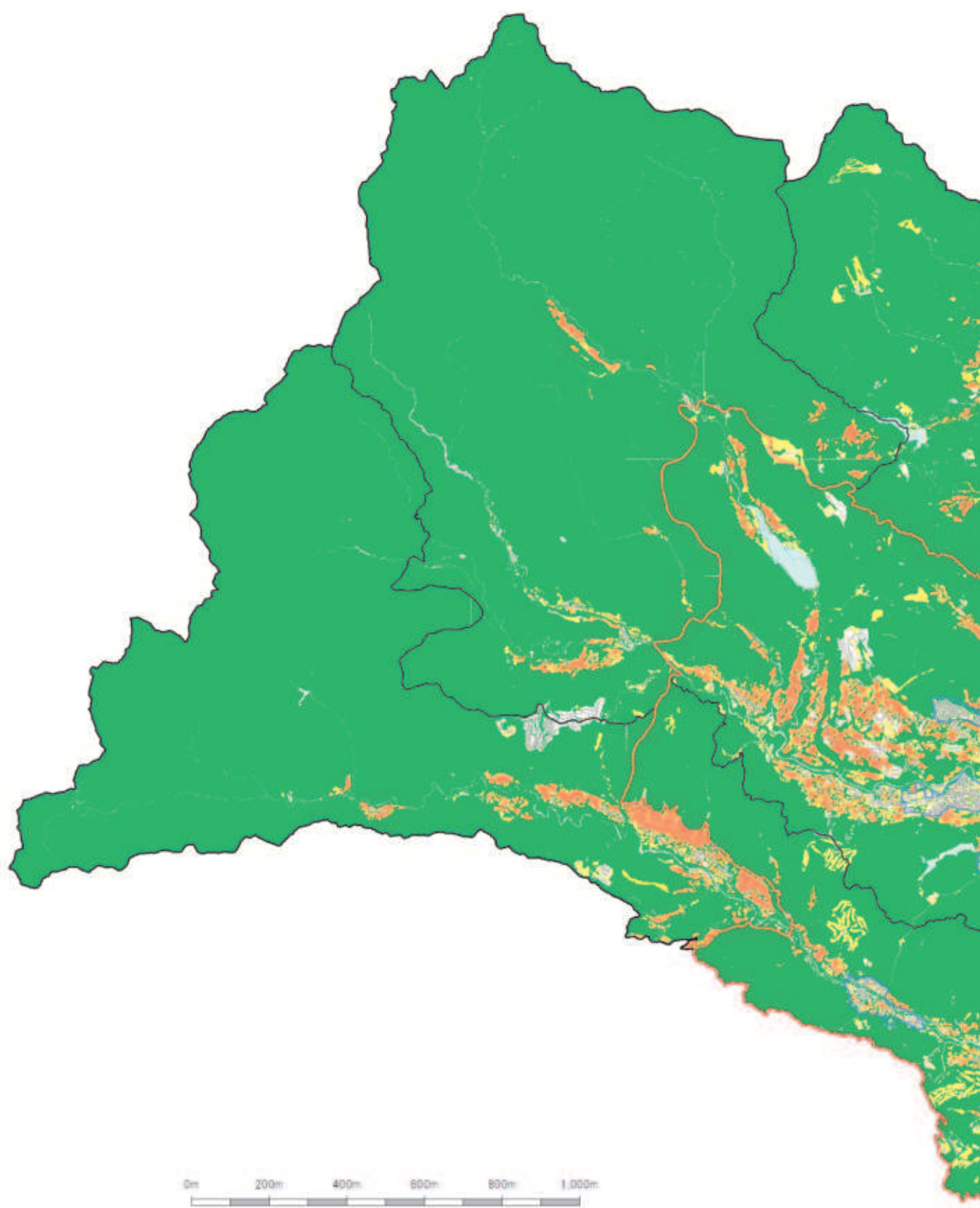
表－２：耕作放棄地率の経年変化

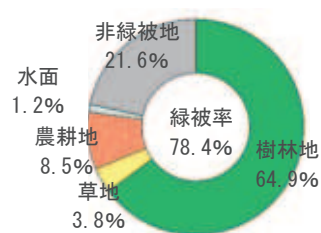
[単位：ha]			
	平成17年	平成22年	平成27年
経営耕地総面積(A)	5,985	5,948	5,198
総農家耕作放棄地面積	464	528	643
販売農家耕作放棄地面積(B)	208	213	206
耕作放棄地率(B/A)	3.48%	3.58%	3.96%

- ・耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地のことをいう。
- ・経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。
- ・農家：経営耕地面積が１０アール以上の農業を行う世帯又は過去１年間における農業生産物の販売金額が１５万円以上の規模の農業を行う世帯。
- ・販売農家：経営耕地面積が３０アール以上又は調査期日前１年間における農産物販売金額が５０万円以上の農家。

出典：仙台市農林水産業統計資料集（令和２年度，経済局）から抜粋
（農林業センサスを基に経済局で作成）

※東日本大震災による土地利用の転換等が影響し、減少していると考えられる。

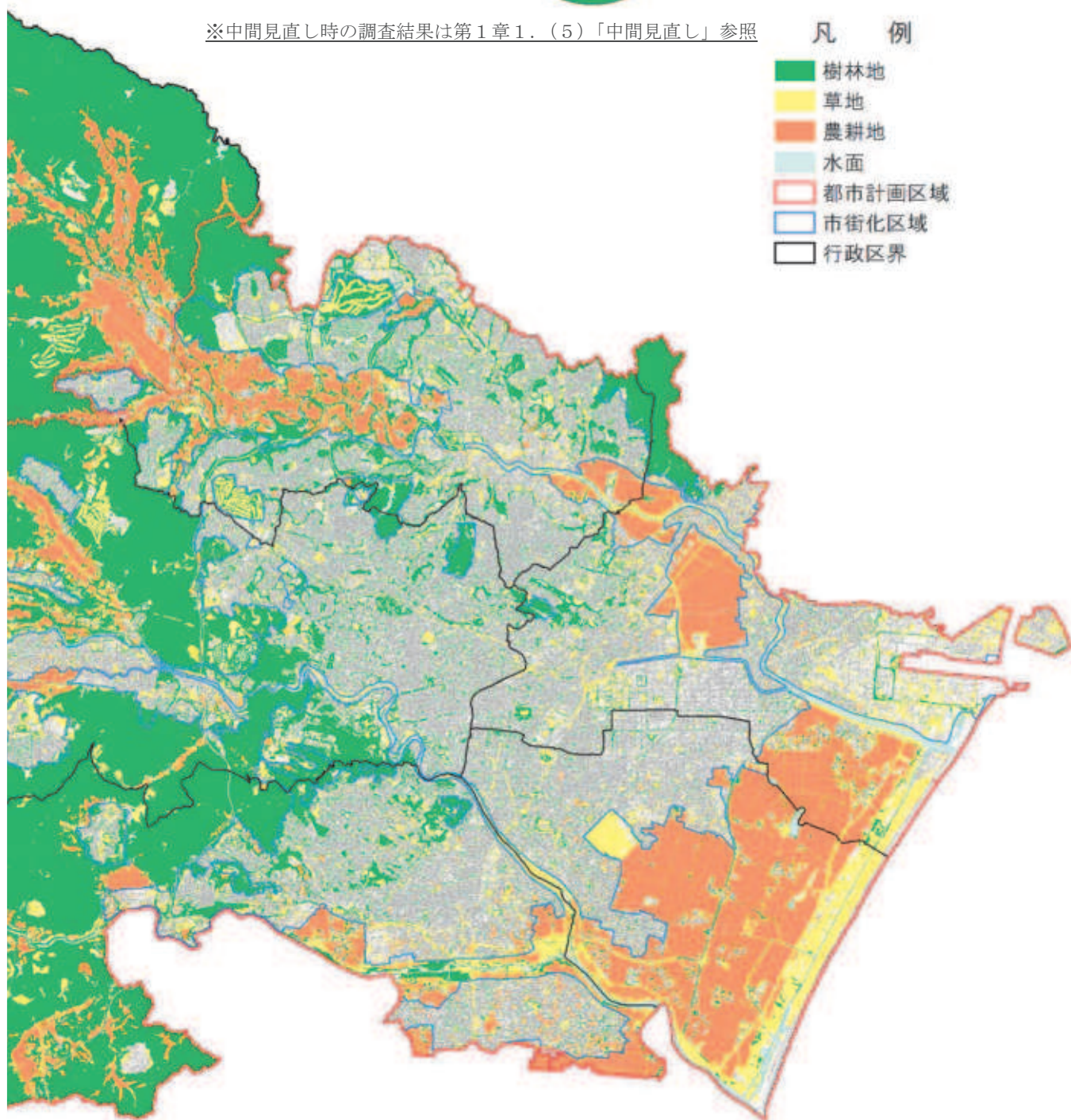




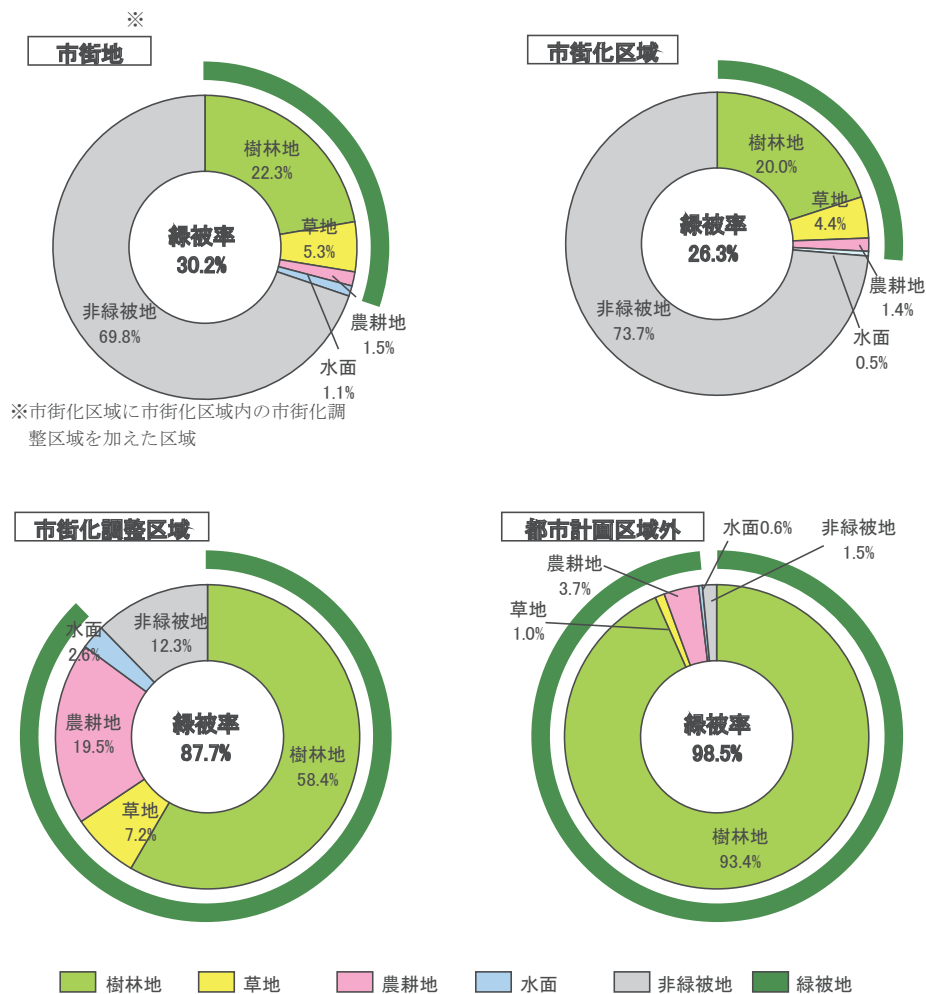
※中間見直し時の調査結果は第1章1.(5)「中間見直し」参照

凡 例

- 樹林地
- 草地
- 農耕地
- 水面
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 行政区界



出典：令和元年度仙台市緑の分布調査報告書



※中間見直し時の調査結果は第1章1.(5)「中間見直し」参照

図－12：区域ごとの緑被率

2) 緑地保全

土地や樹木の所有者をはじめとする市民の協力を得て、法令等に基づく緑地保全に取り組んできました（表－3「法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況」参照）。平成26年(2014年)には、大泉山保存緑地や芦の口保存緑地等で都市公園に移行したことに伴い、緑地指定の解除を行ったため、面積が減少しましたが、より規制が厳格になる特別緑地保全地区を柝江地区などで新規指定し、保全の担保性の向上を図りました。保存樹木は、枯損による廃止があったものの、引き続き新たな指定を行っているほか、保存樹林は指定件数が増加しています。

一方、法令等による規制を受けていない市街地に近い里山や市街化区域の樹林地では、開発等の土地利用の影響により緑地の減少が見られます。特に、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採については、再生可能エネルギーの普及は重要であるものの、全国的に環境への影響が懸念されています。

表－3：法や条例に基づく緑地保全制度の運用状況

※中間見直し時点の運用状況は参考資料4.（3）「法や条例に基づく緑地保全制度に関するデータ」参照

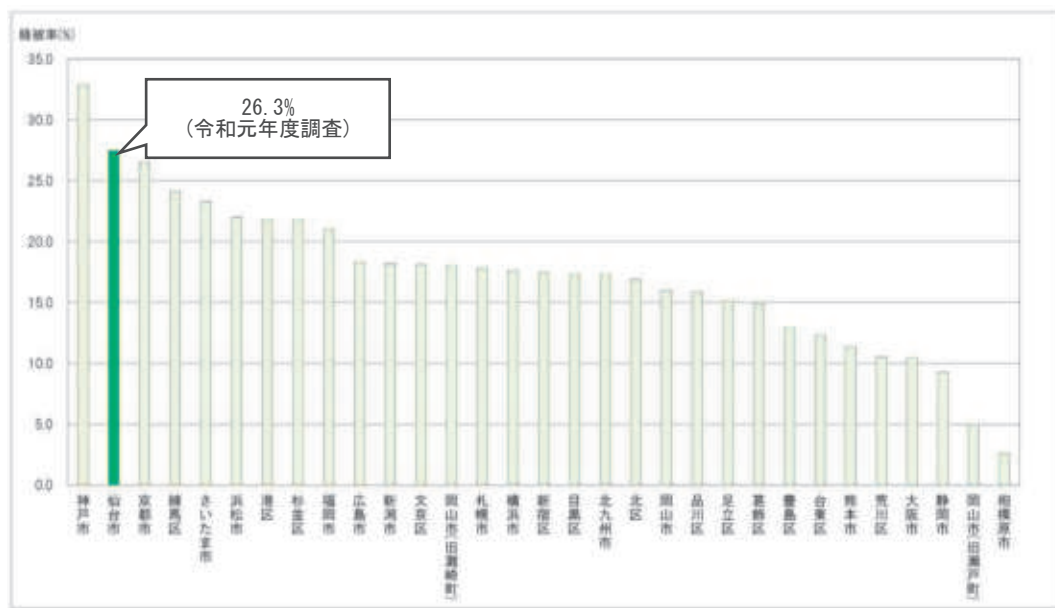
制度名	平成 24 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日	増減
風致地区	8 箇所(270.9ha)	8 箇所(270.9ha)	増減なし
特別緑地保全地区	1 地区(81ha)	4 地区(97.2ha)	3 地区(16.2ha)増
市民緑地	1 箇所	1 箇所	増減なし
保存緑地	46 箇所(662.17ha)	40 箇所(643.34ha)	6 箇所(18.83ha)減
保存樹林	9 件	19 件	10 件増
保存樹木	177 件(182 本)	174 件(179 本)	3 件(3 本)減

令和 2 年 4 月現在において、「緑地保全地域」，「保全配慮地区」の指定実績はない。

3) 都市緑化

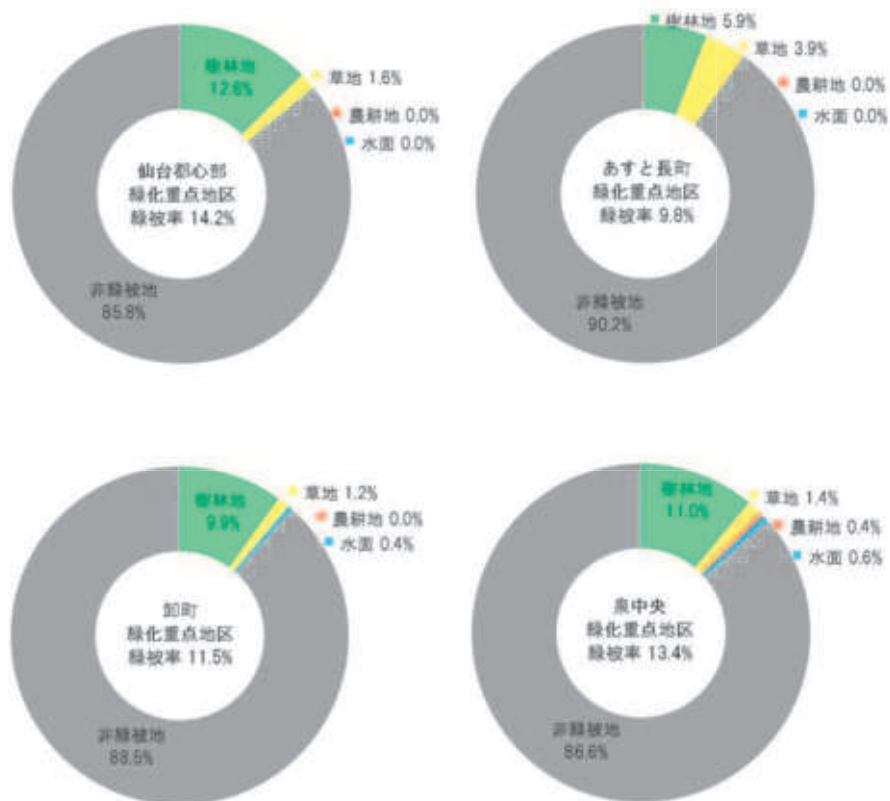
市街化区域の緑被率は26.3%であり、他都市と比較すると上位にあります。市街化区域内に重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）を4地区指定しているものの、地域内の緑被率は市街化区域全体よりも低く、さらなる緑化の推進が必要です。

杜の都の環境をつくる条例に基づく建築行為に伴う緑化は着実に図られてきましたが、コスト低減等の観点からつる性植物や芝などが多く用いられ、緑化の基本としている樹木が十分に使用されていない現状が見受けられます。



図－１３：他都市との緑被率比較（市街化区域）

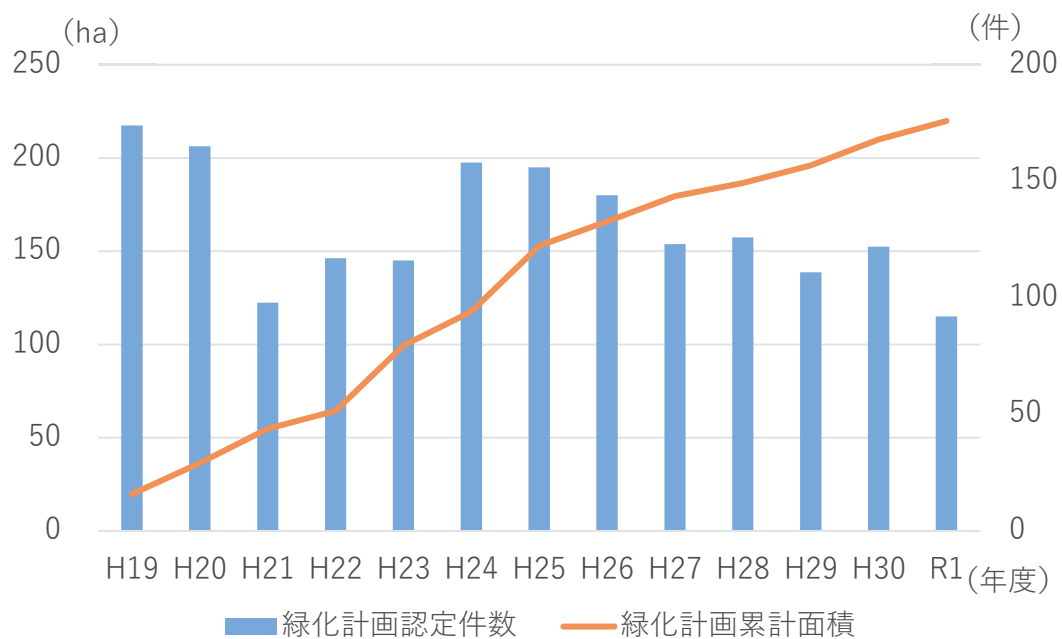
出典：都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査報告書
（平成31年3月，国土交通省）



図－１４：緑化重点地区の緑被率の内訳

出典：仙台市緑の分布調査報告書（令和２年６月）

※仙台都心部緑化重点地区の中間見直し時の調査結果は第１章１．（５）「中間見直し」参照



図－１５：杜の都の環境をつくる条例に基づく
緑化計画の認定件数と累計面積の推移

4) 都市公園

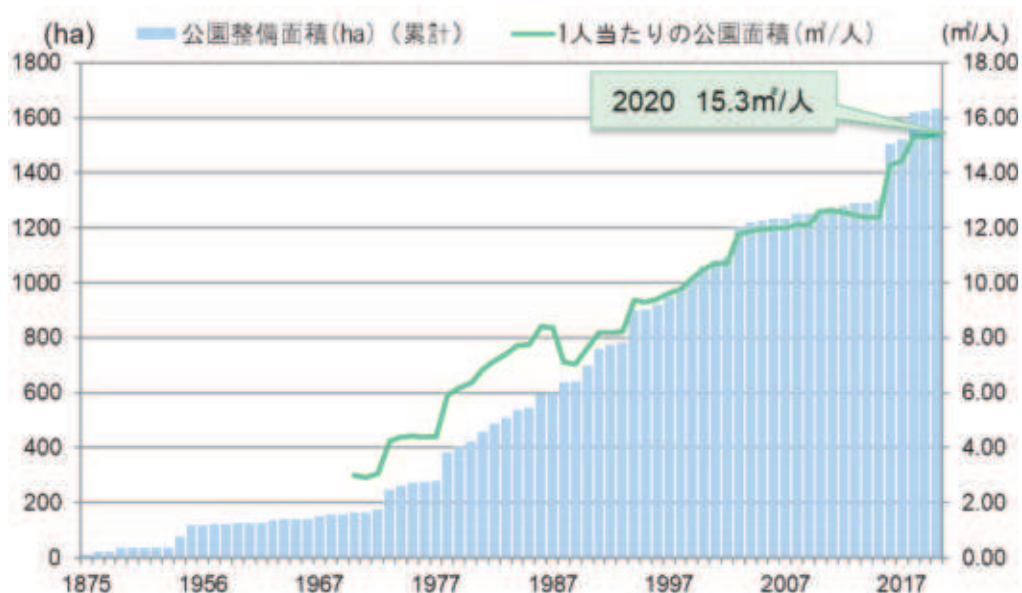
本市の公園整備は、明治6年(1873年)の太政官布達を受けて、明治8年(1875年)に現在の西公園の一部を桜ヶ岡公園として開園したのが始まりです。その後、明治35年(1902年)に榴岡公園、大正3年(1914年)に勝山公園と2つの公園が開園し、戦前には3公園で開園面積が15.2haとなりました。

本市が計画的に公園整備を始めたのは、戦災復興計画(昭和21年(1946年))が最初であり、前述の3公園のほか、10公園が都市計画決定され、整備が進められました。また、昭和31年(1956年)に都市公園法が制定されたのを受け、翌昭和32年(1957年)に仙台市都市公園条例を制定し、都市公園の設置・管理についての基礎が確立されました。

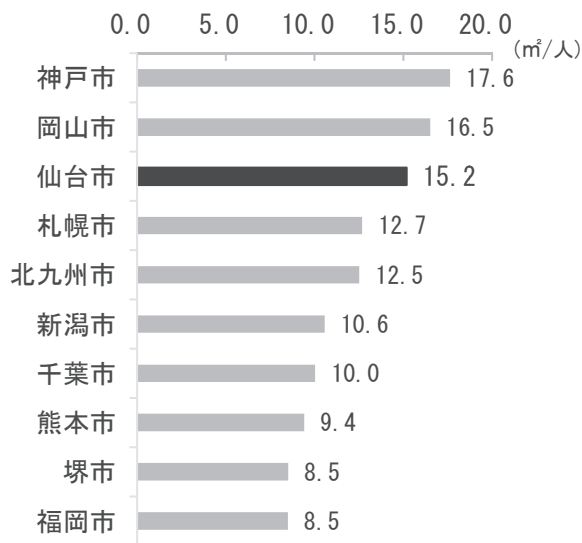
その後、着実に公園整備は進められてきましたが、特に昭和40年代から50年代にかけては開発行為や土地区画整理事業により公園整備が増加し、昭和55年(1980年)には開園数334箇所、開園面積が399haになり、市民一人当たり都市公園面積は6㎡となりました。

平成元年(1989年)には東北地方初の政令市に移行し、七北田公園において第7回全国都市緑化フェアを開催しました。

平成13年(2001年)には市民一人当たりの開園面積が10㎡を超え、平成15年(2003年)には、平成元年(1989年)当時の開園面積550haから1,078haと2倍近くになり、令和2年(2020年)4月1日時点では、公園数は1,800箇所に達し、面積としては1,600haを超え、市民一人当たりの面積では15.39㎡となっており、政令指定都市平均6.8㎡/人(平成31年(2019年)3月31日現在)と比較して高い水準にあります。一方、開園後30年以上経過した公園が4割を超え、施設の老朽化が進んでいます。また、公園の配置について、地域によって偏りが生じているほか、500㎡未満の小規模公園が非常に多くなっています。

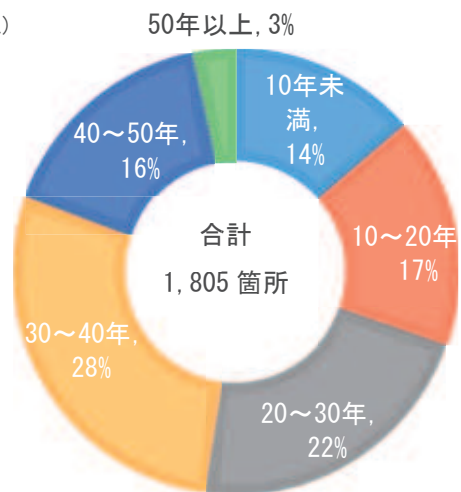


図－１６：本市の公園整備面積と１人当たりの公園面積の推移（令和２年４月１日現在）



図－１７：市民１人当たり公園面積政令市比較
(上位 10 都市，平成 31 年 3 月末現在)

出典：国土交通省資料を基に作成



図－１８：都市公園整備後の経過年数
(令和 2 年 4 月現在)

5) 街路樹

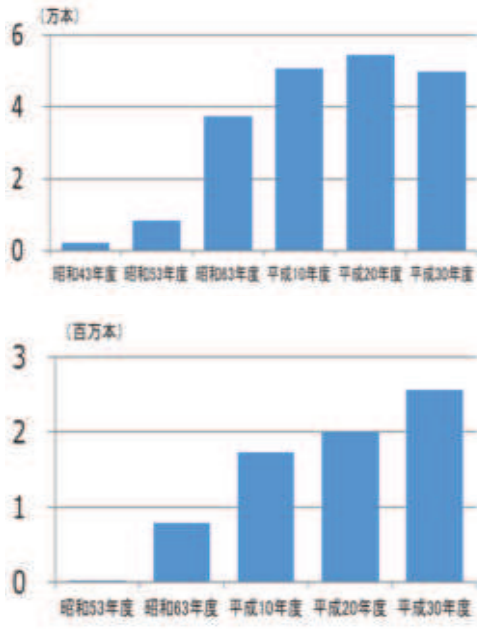
本市の街路樹は明治20年(1887年)に仙台駅が現在地に設置された際に、関連する道路が拡幅され、明治24年(1891年)に南町通にサクラとヤナギを植えたのが最初といわれています。大正12年(1923年)に都市計画法が適用になり、昭和2年(1927年)に38路線の街路が決定され、その後南町通にシダレヤナギ、国道4号の長町から土樋までにイチョウとエンジュ、北四番丁から北仙台駅前までにイチョウとニセアカシア、国道48号のうち大学病院から大崎八幡神社までにアオギリが植栽されましたが、戦災などにより、現在はほとんど残っていません。

戦災復興土地区画整理事業では、一区画あたりの宅地面積が縮小されたため、宅地内の植栽によりみどりを確保することが難しくなり、公園及び街路の緑化による、みどりの創出が求められることとなりました。

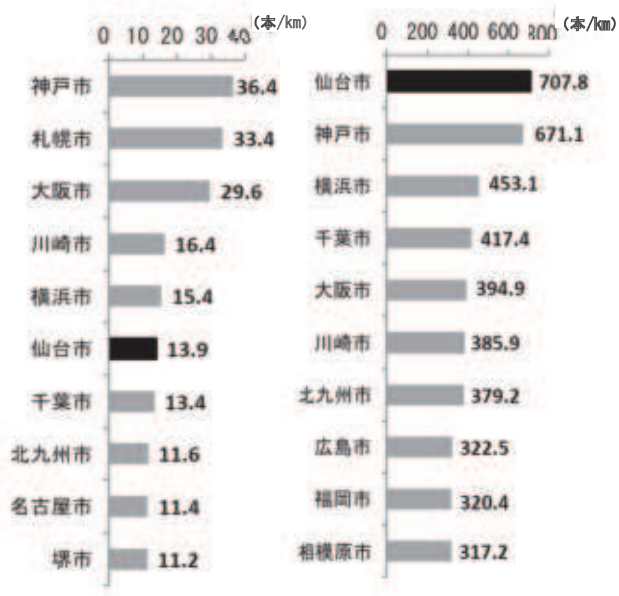
青葉通及び定禅寺通のケヤキがそれぞれ昭和26年(1951年)、昭和33年(1958年)から昭和40年(1965年)頃までに植栽され、現在では市のシンボルとしてケヤキの大木に包まれた通りとなっています。その後、都市計画道路の整備の進捗にあわせ、着実に街路樹本数が増加しましたが、高木については、植栽後、時間の経過とともに樹勢不良を生じた樹木の伐採が多くなり、平成20年(2008年)頃をピークに、減少に転じています。

令和2年(2020年)4月1日時点では、高木が約50,000本、中低木が51.5ha(約2,575千本)植栽されています。道路延長1kmあたり街路樹本数では、高木13.9本(政令指定都市平均11.9本/km)、中低木707.8本(政令指定都市平均271.2本/km)と政令指定都市の中でも高水準にありますが(高木、中低木ともに平成29年(2017年)3月31日時点)、樹

木の成長に伴う樹勢不良の発生や維持管理費の増大、植栽間隔など現行の基準では不適合とされる樹木が多数あるといった課題も生じており、道路の安全性低下への懸念があります。

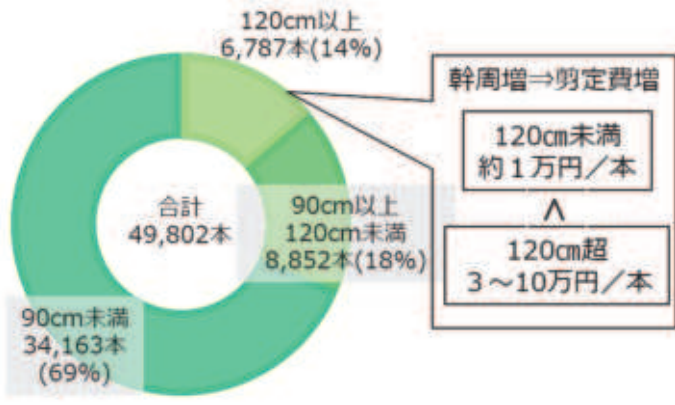


図一 19：街路樹本数の推移
(上：高木, 下：中低木)



図一 20：管理道路 1km 当たり街路樹本数の政令市比較 (左：高木, 右：中低木)

出典：「わが国の街路樹Ⅷ」(2018 年 11 月)を基に作成



図一 21：街路樹（高木）幹周割合
(平成 30 年 4 月時点のデータにより集計)



基準不適合箇所



根上がりにによる舗装の隆起

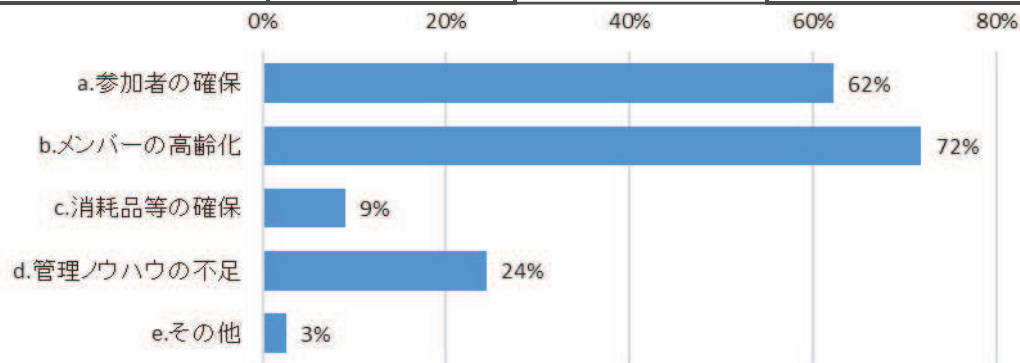
6) みどりの市民活動

本市には様々なみどりを活動の場にして、利活用や維持管理を行う団体があり、地域のコミュニティ活性化の一翼を担っておりますが、一部の団体では、会員の高齢化が進むなど、持続的な担い手の確保に課題が生じています。

表－４：コミュニティを育むみどりの市民活動団体数

※中間見直し時点の団体数は第１章１．（５）「中間見直し」参照

団体名称	現計画策定時 (平成 24 年度)	現在 (令和 2 年度)	増減
緑の活動団体	17 団体	26 団体	9 団体増
公園愛護協力会	1,155 団体	1,312 団体	157 団体増
河川愛護会	20 団体	20 団体	増減なし



図－２２：公園愛護協力会の活動上、課題と考えていること

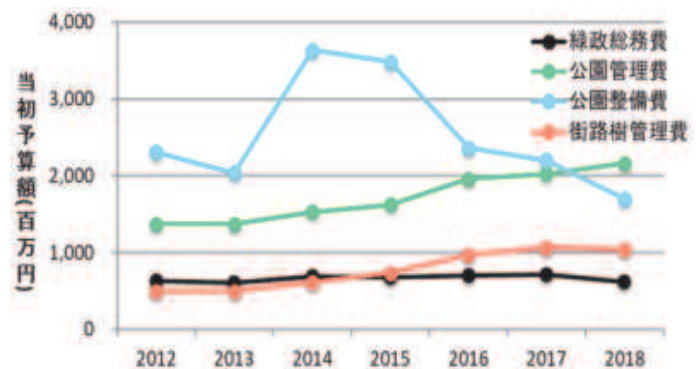
出典：令和元年度 仙台市公園愛護協力会連合会泉支部アンケート

7) みどりに関する財源

財源については、仙台スタジアムや八木山動物公園のネーミングライツをはじめ、都心部や泉中央地区では仙台おもてなし花壇（企業・団体等の協賛により設置する花壇）を導入するなど新たな財源確保に取り組んでいます。一方、公園等関連の予算で平成29年(2017年)に維持管理費が整備費を上回るなど、所有施設の維持管理費が予算に占める割合が年々大きくなってきています。



仙台おもてなし花壇



図－２３：公園関連予算の推移

出典：仙台市一般会計歳出決算事項別明細書

8) 市民意識等

ア. 施策目標に関する市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

本市が重点的に取り組む施策に関して、市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「施策目標に関する市民意識調査」では、「市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり」を評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）の割合が69.5%と全47項目中4位と高評価を受けました。

表－5：仙台市の各取組みに対する市民評価（上位5項目の経年変化）

※本計画前半期間の経過推移は第1章1.（5）「中間見直し」参照

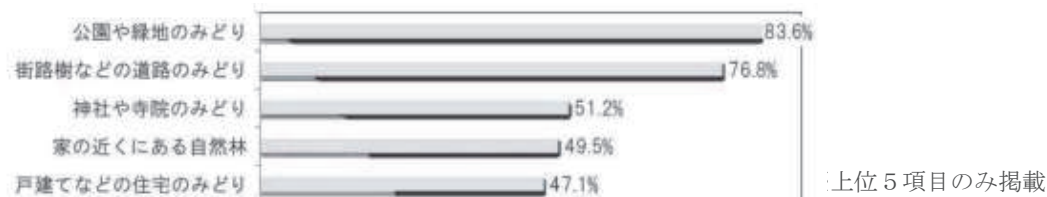
「評価する（計）」（上位5項目の経年比較）			
	令和元年度	平成30年度	平成29年度
1位	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 81.8%	仙台七夕まつりや仙台国際ハーフマラソン等さまざまなイベントを生かした仙台ブランドづくり 82.8%
2位	医療サービスや救急医療体制の充実 72.0%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 69.2%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 73.6%
3位	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり 71.9%	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり (同率3位) 68.1%	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 71.7%
4位	市街地の緑化や公園の整備、自然環境の保全等、緑美しい百年の杜づくり 69.5%	プロスポーツやさまざまなスポーツイベント等を観ることができる環境づくり (同率3位) 68.1%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.3%
5位	ごみ減量・リサイクルの推進等、ごみの発生を抑え、資源を有効に循環させるまちづくり 68.7%	医療サービスや救急医療体制の充実 67.4%	生活習慣病予防対策や健診体制の充実等、健康づくりの推進 65.8%

出典：令和元年度 施策目標に関する市民意識調査（まちづくり政策局資料）からの抜粋

イ. みどりの市民意識調査（令和元年(2019年)度実施）

「みどりの市民意識調査」では、身近なみどりとして「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を挙げた市民が7割を超えました。身近なみどりに期待する機能としては、「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い、いやし」、「大気の浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めました。それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）では、量を十分とする回答は半数を超えたものの、質を十分とする回答は半数を下回る結果となりました。みどりの満足度に関しては、前回調査（平成24年(2012年)度調査）と比較すると、「量・質ともに十分である」が32.1%から34.7%へと増加し、「量・質ともに不十分である」については34.1%から28.4%へと減少しています。

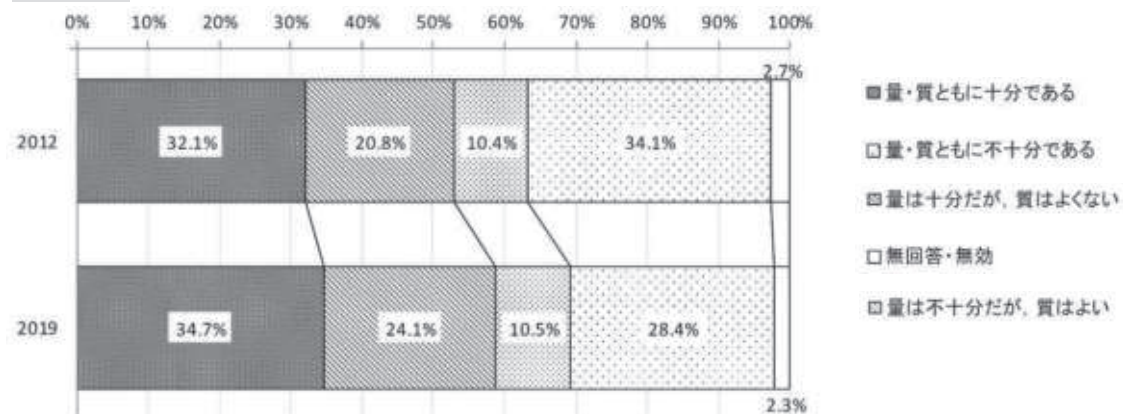
問. あなたにとって身近なみどりとは何か（あてはまるもの全てに○, n=1916）。



問. 身近なみどりに期待する機能は何か（あてはまるもの3つまでに○, n=1916）



問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか（あてはまるもの1つまでに○, n=1916）。（平成24年（2012年）度調査からの経年変化付き）



※中間見直し時点の調査結果は第1章1.（5）「中間見直し」参照

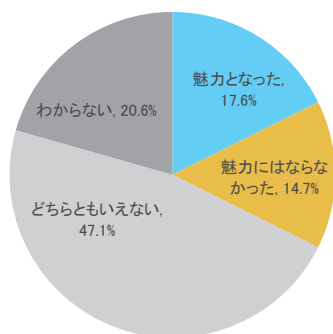
出典：令和元年度 みどりに関する市民意識調査 報告書

ウ. 企業アンケート（令和2年（2020）度実施）

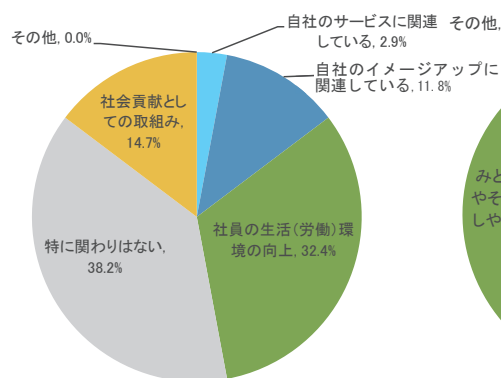
本市の助成・優遇制度を活用し、本市に進出、あるいは市内での移転や事務所の増設を行ったことがある企業208社に、本市のみどりに関するアンケートを行いました（有効回収数34票、有効回収率16.3%）。本市のみどりが、本市で起業又は本市への進出する際の魅力になったかを質問したところ、17.6%の企業から「魅力となった」という回答が得られました。

また、本市のみどりが自社にとってどのような位置づけであるかについて質問したところ、「社員の生活（労働）環境の向上（32.4%）」が最も多く、次いで「社会貢献としての取組み（14.7%）」、「自社のイメージアップに関連している（11.8%）」となりました。さらに、本市のみどりが企業活動に寄与していく、または今後も寄与するために必要なことを質問したところ、「みどりによる都市ブランドの更なる向上（52.9%）」と最も多く、次いで「みどりによる社員やその家族が生活しやすい環境の整備（41.2%）」、「みどりに係るCSR活動に関する支援（2.9%）」となりました。

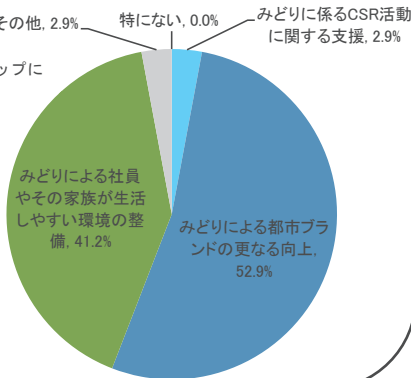
問. 本市のみどりが、本市での起業又は本市への進出を決める際の魅力となったか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 貴社にとって本市のみどりはどのような位置づけか（あてはまるもの1つに○, n=34）。



問. 仙台のみどりが企業活動に寄与していくために必要なことは何か（あてはまるもの1つに○, n=34）。



エ. 仙台市居住経験者アンケート（令和2年(2020年)度実施）

直近10年以内に本市に居住歴のある方400名に、現在の居住地域と本市のみどりを比較した印象等について調査を行いました（有効回収数400票、有効回収率100%）。本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたかを質問したところ、73.3%の方が「仙台は『杜の都』だと思った」という回答が得られました。「杜の都」を代表するみどりについて質問したところ、青葉山（47.5%）が最も多く、次いで青葉山公園（^{せんだい}仙台北城跡）（29.8%）、青葉通（23.5%）となりました。

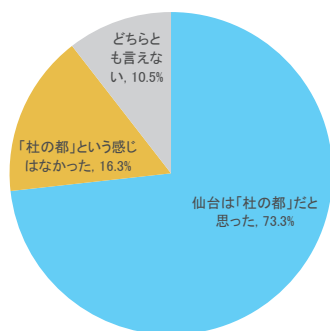
また、「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか質問したところ、「大いになる（43.3%）」、「どちらかと言うと（44.5%）」と、合わせて9割近い方が住みたいまちの条件に身近なみどりの充実が必要な条件になると回答しています。さらに、本市のみどりが魅力的だと思うかということについて質問したところ、「とても魅力的だと思う（46.0%）」、「魅力的だと思う（42.3%）」と、合わせて9割近い方から本市のみどりが魅力的に思われているということが分かりました。

問. あなたが思う「杜の都」を代表するみどりは何か（あてはまるもの3つまでに○, n=400）。

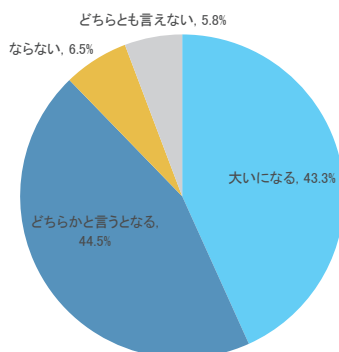
1位	青葉山	47.5%	2位	青葉山公園（仙台北城跡）	29.8%	3位	青葉通	23.5%
4位	定禅寺通	22.5%	5位	広瀬川	20.0%			

※上位5項目のみ掲載

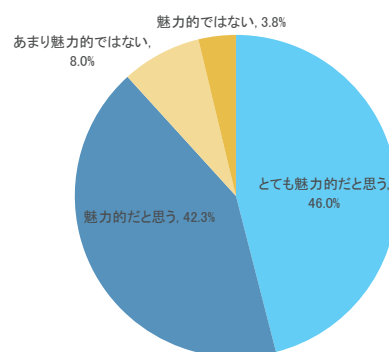
問. 本市居住時に「杜の都」というイメージを持つことができたか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 「住みたいまちの条件」として、身近なみどりの充実が必要な条件になるか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



問. 本市のみどりは魅力的だと思うか（あてはまるもの1つに○, n=400）。



② 仙台市みどりの基本計画（2012-2020）の振り返り

計画期間の目標として設定されたみどりの質・量に関わる成果を整理し、評価を行いました。

1) みどりの質に関する目標

質については、安全安心、自然環境、生活環境、仙台らしさ、市民協働に関して定性的な目標を定めていますが、それらを測る定量指標として、百年の杜づくりプロジェクト（7つの重点プロジェクト）ごとにそれぞれ2つずつの指標を設定し、達成状況（令和元年度末現在）について評価しました。

目標1：**安全安心** 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます

⇒①みどりによる津波防災プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目標値	現況値
海岸防災林の植林面積 (国による民有林直轄治山事業等)	－	対象面積全て※	162.31ha/8年
海岸公園の開園面積	－	一部開園	開園面積 37.5ha (事業完了)

※計画策定時に事業範囲を確定せず、実績に応じるものとした

〈評 価〉

海岸防災林の植林面積について、ふるさとの杜再生プロジェクトによる植樹の実施などにより着実に拡大しました。

また、海岸公園の開園についても、平成29年(2017年)度に災害復旧工事が完了するとともに避難の丘を整備し、平成30年(2018年)7月には全施設の利用を再開できました。



海岸防災林の植林状況
(令和2年9月撮影)



海岸公園完成式
(平成30年7月)

目標2：**自然環境** 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます

⇒②みどりの骨格充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目標値	現況値
二酸化炭素固定量	平成 22 年度 30,289t/年	42,500t/年	令和元年度 37,282 t /年
身近な生き物の認識度	平成 22 年度 9 種合計 440.7%	現在より向上	令和元年度 9 種合計 505.3%

〈評 価〉

二酸化炭素固定量については、算出対象となる高木植栽本数、新規都市公園開設面積、市有林の施業面積で、目標達成に必要な事業量を確保できなかったことから、目標値を下回りました。

身近な生き物認識度については、自然環境を生かした公園緑地整備、河川改修の実施により、生き物の生息環境の改善を図ったことや仙台市生物多様性地域戦略(H28作成)に基づく市民イベントを開催したこと等、生物多様性に関する普及啓発に努めたこと等により、基準値を上回り目標に達しました。

目標 3 : **生活環境** 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
⇒③街のみどり充実プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目標値	現況値
市街化区域内の民有地の緑化面積	平成 22 年度 21.86ha	50ha 増/9 年	54.64ha 増/8 年
市街化区域内の樹林地面積	平成 21 年度 3,836ha	現状維持	令和元年度 3,604ha

〈評 価〉

民有地の緑化面積については、条例に基づく緑化計画制度の適正な運用により、緑化面積が着実に増加し、目標を達成しました。市街化区域内の樹林地面積は、開発行為(貝ヶ森、錦ヶ丘、根白石地区などで約47ha)と東日本大震災の津波による消失(主に蒲生地区で約3ha)により、減少したと考えられ、目標達成は困難でした。

⇒④魅力ある公園づくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目標値	現況値
街区公園整備・再整備箇所数	平成 22 年度 45 箇所	450 箇所/9 年	283 箇所/8 年
市民の公園利用頻度	平成 24 年度 21.4%	現在より向上	令和元年度 21.0%

〈評 価〉

街区公園の再整備・整備箇所数は、事業費の確保に難航したことなどにより、目標の達成が困難な見込みです。公園利用頻度については、基準値を上回ることができず、目標を達することができませんでした。

目標 4 : **仙台らしさ** 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
⇒⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
保全制度による屋敷林・鎮守の杜の新規保全箇所数	平成 22 年度時点 2 箇所	10 箇所増/9 年	8 箇所増/8 年
百年の杜ホームページのアクセス数	平成 22 年度 62,324 件/年	120,000 件/年	令和元年度 99,377 件/年

〈評 価〉

杜の都の環境をつくる条例に基づく保存樹林制度の活用により屋敷林等の貴重な樹林の新規指定が行われ、目標を達成できる見込みです。

百年の杜ホームページアクセス数は、「わがまち緑の名所100選」など、みどりに関心のある市民から注目度が高いページはアクセス数が多く、また、イベントの告知等ではFacebookの専用アカウントを開設するなど、情報発信の充実に努めました。目標値の達成は難しい状況です。



若林区長喜城の屋敷林
(平成 30 年 12 月指定)



青葉区上杉二丁目の屋敷林
(令和元年 11 月指定)

⇒⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基準値	目標値	現況値
仙台都心部緑化重点地区内緑被率	平成 21 年度 11.7%	13%	令和元年度 14.2%
仙台都心部 10 路線平均緑視率	平成 20 年度 26.8%	30%	令和 2 年度 32.3%

〈評価〉

仙台都心部緑化重点地区内の緑被率については、民有地緑化の増加や街路樹、公園樹の成長などにより、目標値を上回りました。仙台都心部10路線平均緑視率についても、緑被率と同様に既存の街路樹などの成長により、目標値を上回りました。

目標5：**市民協働** 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

⇒⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

〈成果指標〉

内 容	基 準 値	目標値	現況値
みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数	平成 22 年度 193 件/年	1,500 件/9 年	929 件/8 年
みどりの活動を行う事業者数	平成 21 年度 248 事業者/年	2,300 事業者/9 年	2,800 事業者/8 年

〈評価〉

みどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数について、現況値は目標値の7割程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。東日本大震災以降イベント数が減ってしまったことや、団体会員の高齢化により活動が縮小していることが要因と考えられます。

みどりの活動を行う事業者数は、目標を達成しており、広瀬川の清掃活動イベントなど、参加するイベントへの携わり方が協賛や寄付など多様になっているためと考えられます。

2) みどりの量に関する目標（令和元年度末時点）

評価対象	指 標	基準値 (平成 22 年度)	目標値	現況値
市域 全域	みどりの総量 (緑被率)	78.8%※ ¹	維持・向上	78.4%※ ²
都市計画 区域	都市公園等の 一人当たり面積	15.8 ㎡	20 ㎡	18.6 ㎡
	都市公園の 一人当たり面積	12.8 ㎡	17 ㎡	15.5 ㎡
市街化 区域	市街地のみどりの 総量（緑被率）	29.8%※ ¹	維持・向上	30.2%※ ²
	担保性のある 緑地の面積	約 2,200ha	250ha 増	約 2,450ha 248.64ha 増

※1：平成21年度調査，※2：令和元年度調査

- ・都市公園等：都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設
例) 屋外運動施設，児童遊園，港湾緑地，文化財関係施設，生涯学習施設など
- ・担保性のある緑地：都市公園などの施設緑地
地域制緑地
例) 風致地区，特別緑地保全地区，保存緑地など

〈評価〉

市域全域のみどりの総量は基準値から若干の減少となりました。市街化調整区域や都市計画区域外における開発等が主な要因として考えられます。

都市計画区域は，都市公園（等）の一人当たり面積がともに目標が未達成でした。現行計画策定時の想定以上に計画期間中の人口増加が続いたことや，供用が見込まれていた緑地で境界確定手続きが整わず，面積加算ができなかったことが要因と考えられます。

市街化区域は，みどりの総量は基準値を上回っており，目標を達成しました。また，担保性のある緑地面積についても，順調に増加しており，目標を達成する見込みです。

3) 総評

みどりの質の目標では，「安全安心」や「仙台らしさ」の一部の成果指標において，海岸防災林の植林面積や屋敷林等の保全箇所数，仙台都心部緑化重点地区内緑被率の向上など目標値を達成したのがあり，東部地域の防災性の向上や地域資源の保全等を図ることができたと考えられます。

一方，「自然環境」や「生活環境」，「市民協働」に関する成果指標では，二酸化炭素固定量や市民の公園利用頻度，ホームページアクセス数など目標値未達成のものがあります。また，街区公園整備・再整備箇所数やみどりの市民活動団体主催の市民向けイベント数では，それぞれの現況値が目標値の6割程度に留まっており，原因としては，計画策定以降の関係団体の担い手の高齢化や財政状況の悪化等が考えられるものの，設定した目標がやや高めだったのではないかと推察されます。目標値未達成の指標の中には，地球温暖化の緩和や身近なみどりの充実，市民協働の更なる推進など，本市の重要な課題に関係しているものが含まれていることから，関連する施策・事業について，引き続き取り組んでいく必要があります。

みどりの量の目標では，市街化区域内のみどりに関して目標を達成する見込みであり，既成市街地等においては一定程度の量の充足が図ることができたと考えられます。一方で，市域のみどりの総量の減少や都市公園（等）の一人当たり面積の未達成など，市域全域及び都市計画区域内のみどりに関する目標は達成できておらず，また，市街化区域のみどりに関しても適正な配置が課題であり，みどりの保全や創出に関する施策・事業についても引き続き取り組んでいく必要があります。

③ 本市のみどりの課題

本市のみどりを取り巻く社会状況の変化やまちづくりに関する動向、みどりの現状、仙台市みどりの基本計画2012-2020の振り返りなどを踏まえ、課題を次のように整理しました。

課題①

加速する少子高齢化や激甚化・頻発化する自然災害、国内外の交流人口の拡大等により顕在化する都市間競争など、大きく変化する社会状況への対応が求められる中で、みどりをまちづくりの重要な資源として捉え、その多様な機能を積極的に活用していくことが必要です。

課題②

みどりの多様な機能をまちづくりに効果的に利活用できるように、法令等に基づく緑地保全制度の運用の更なる推進や都市緑化の質の向上、公園や街路樹等の老朽化や安全性の確保への対応など、みどりの適正な維持管理や配置を行い、質の向上や量の更なる充足を図ることが必要です。

課題③

みどりの整備・維持管理・利活用に関する取組みを推進するために、市民や市民活動団体、事業者等の多様な主体と更なる連携を図っていくことが必要です。

(5) 中間見直し

① 中間評価

1) 指標の達成状況

ア. 計画全体の指標

指標の概要		基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
指標 1	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上	令和 6 年度 78.7%
指標 2	都市計画区域内の 都市公園等の市民一人当たり面積	18.6 m ²	20 m ²	令和 6 年度 19.0 m ²
指標 3	百年の杜づくりに対する市民満足度 (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上	令和 7 年度 75.5%
指標 4	身近なみどりに対する市民満足度 (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	40%	令和 6 年度 43.4%

〈評価〉

市域全域の緑被率は、基準値を維持しました。住宅開発により市街地の樹林地が減少した一方で、東部の海岸防災林において、ふるさとの杜再生プロジェクトや海岸公園の整備等により、樹林地や草地が増加したことが主な要因として考えられます
(P. 47 2)「緑の分布調査」参照)。

都市計画区域内の都市公園等の市民一人当たり面積は、着実な公園整備により、概ね順調に増加しています。

百年の杜づくりに対する市民満足度、基準値を上回りました。全国都市緑化仙台フェアの開催による緑化の機運の高まりが主な要因と考えられます。

(P. 51 4) ア. 「仙台市市民意識調査」参照)

身近なみどりに対する市民満足度は、基準値を上回りましたが、みどりの量に対する満足度に比べ、みどりの質に対する満足度が低い傾向にあります

(P. 52 4) イ. 「みどりの市民意識調査」参照)。

イ. 5つの基本方針ごとの指標

基本方針1：みどりと共生するまち

指標の概要	基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積	二	10年間で 87,000㎡増	令和6年度までに 81,809㎡増
身近な生き物（9種※）の認識度	ツバメ 75.2% ほか	全ての種で 現在より向上	令和6年度 3種で向上

※：調査対象種：ツバメ，カッコウ，モンシロチョウ，アゲハチョウ，セミ，
ホタル，トンボ，カブトムシ・クワガタムシ，ウマオイ

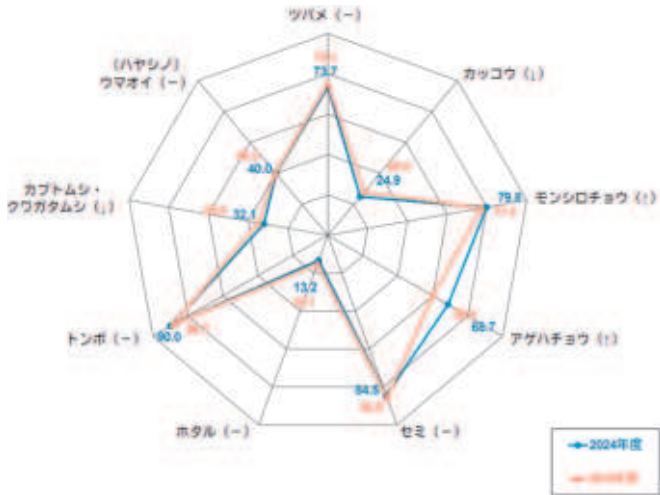
〈評価〉

公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積については、公園整備に伴い、雨水浸透施設の整備が着実に進んだことから、計画上半期中に概ね目標を達成する見込みです。

身近な生き物（9種）の認識度については、モンシロチョウ，アゲハチョウ，トンボの3種で向上したにとどまり、生息環境の変化や自然と触れ合う機会の低下が要因であると考えられます。



再整備に伴い透水性舗装を整備した
上杉公園



図－24：身近な生きものの認識度

令和6年(2024年)度と令和元年(2019年)度の比較

出典：令和6年度 生きものの認識度調査報告書から抜粋
(環境局，令和6年11月)

基本方針２：みどりで選ばれるまち

指 標 の 概 要	基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
新たに民間活力を導入する公園施設数	二	10 年間で 4 か所	令和 6 年度までに 2 か所
都心部のみどりの質の向上 (仙台都心部緑化重点地区における ①緑被率・②平均緑視率)	①14.2% ②31.0%※	①14.3%以上 ②33%	令和 6 年度 ①11.7%以上 ②30.4%

〈評 価〉

新たに民間活力を導入する公園施設数については、青葉山公園追廻地区、高砂中央公園で、新たに指定管理制度により民間活力を導入しており、順調に増加しています。

仙台都心部緑化重点地区における緑被率と平均緑視率については、いずれも基準値よりも減少しています。前回の緑の分布調査で草地として計上していた東北大学農学部跡地の開発が進んだことや、宮沢根白石線の車線拡幅による中央分離帯の街路樹の撤去、各路線で実施した剪定等が要因と考えられます

(P. 50 3) 「緑視率調査」参照)。



指定管理制度により民間活力を導入した
高砂中央公園

基本方針３：みどりを誇りとするまち

指 標 の 概 要	基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
街路樹の再生（更新路線数）	二	10 年間で 10 路線	令和 6 年度までに 10 路線
仙台ならではの緑を活用した（名木・古木めぐりなど） イベント開催件数	10 回/年度	10 回/年度 以上	令和 6 年度までに 10 回/年度 以上 を 4 か年達成

〈評 価〉

街路樹の再生（更新路線数）については、令和５年度に策定した街路樹更新計画をもとに10路線の街路樹更新が完了し、目標値に到達しました。

仙台ならではのみどりを活用したイベント開催については、名木・古木巡り、杜の都彫刻巡り、四ツ谷用水フォーラムなどにより、令和６年度まで毎年１０回以上開催することを達成しています。



街路樹更新計画に基づき
植栽環境を改善（間引き）した路線
（市道貝ヶ森１号線）



定禅寺通緑地での
「杜の都の彫刻めぐり」の開催

基本方針４：みどりとともにひとが育つまち

指 標 の 概 要	基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
身近な公園の役割が「こどもを遊ばせる場所」と回答する市民の割合の増加	62.6%	現在より向上	令和６年度 63.8%
コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358 団体	1,460 団体	令和７年度時点で 1408 団体

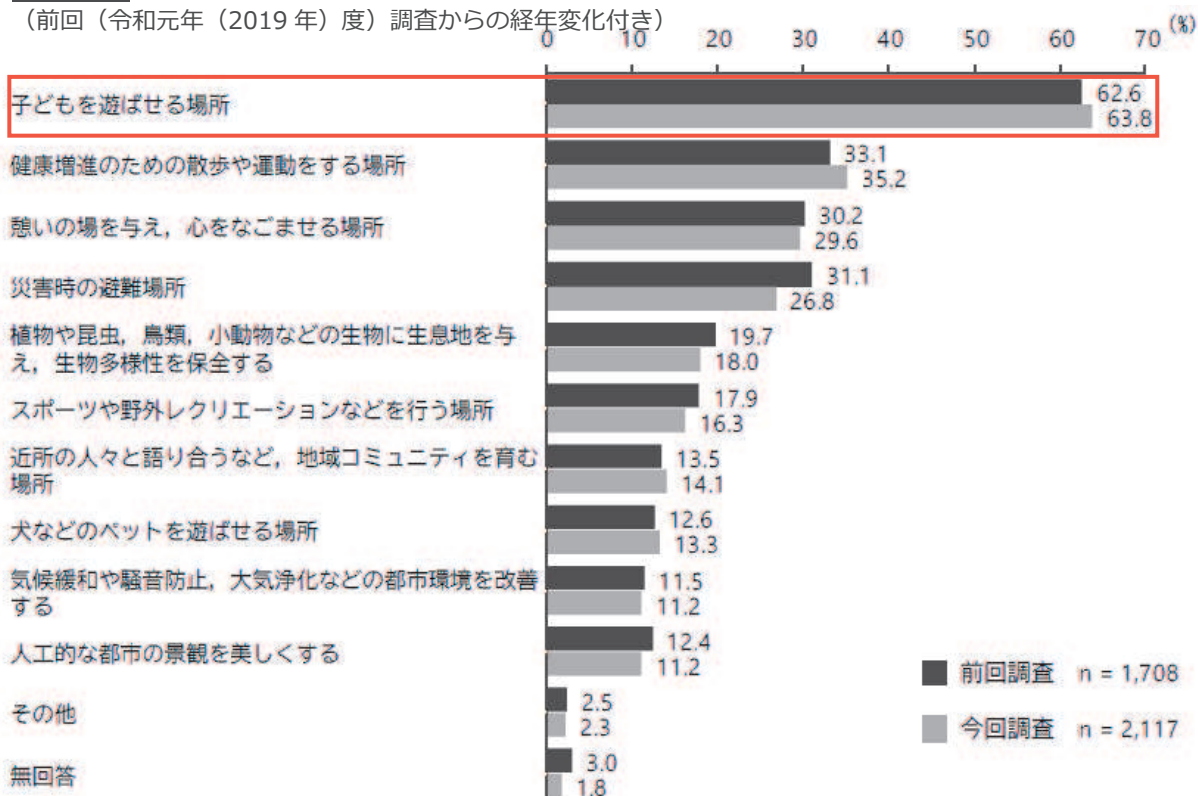
〈評 価〉

身近な公園の役割がこどもを遊ばせる場所と回答する市民の割合については、基準値から若干の増加となりました。身近な公園の整備や、公園でのプレーパークの実施を推進したことが主な要因と考えられます。

コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数については、公園整備に伴う公園愛護協力会の結成や、全国都市緑化仙台フェアにおける花壇整備を契機に緑の活動団体が発足したことなどが要因で順調に増加しています。

問. あなたのお住まいの近くにある公園は、どのような役割を持っていると思いますか。(あてはまるもの3つまでに○, n=2,288)。

(前回(令和元年(2019年)度)調査からの経年変化付き)



出典：令和6年度 みどりの市民意識調査報告書



台原森林公園での
プレーパーク活動（あそびば仙台）



公園愛護協力会により整備された
八木山テラスでの活動

基本方針5：みどりを大切にするまち

指標の概要	基準値 (R1)	目標値 (R12)	現況値
公園施設改修件数	—	10年間で 延べ1,200公園	令和6年度までに 延べ2,102公園
ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	10年間で 延べ2,000人	10年間で 延べ2,113人

〈評 価〉

公園施設改修件数については、公園照明灯のLED化を想定より短期間で集中的に実施したこと等が要因で、計画上半期までに目標値に到達しました。

ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数についても、計画上半期までに目標値に到達しました。計画策定時には、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえて目標値を設定していましたが、感染対策が緩和されたことによりイベントに参加しやすい環境となったことが主な要因と考えられます。



公園照明灯の
水銀灯から LED 灯への更新



市民協働による海岸防災林の育樹作業

2) 緑の分布調査（令和6年度実施）

令和6年度に実施した緑被分布の現況調査（緑の分布調査）の結果（表－6：「緑被地面積の変化」参照），市全域では，緑被率が78.7%と市域の約8割がみどりに覆われており，その内訳は，樹林地が65.2%，草地が4.0%，農耕地が8.4%，水面が1.1%となっています。

また，市街地，市街化区域，市街化調整区域，都市計画区域外での緑被率はそれぞれ29.9%，25.7%，89.2%，98.5%となっています（図－25：「区域ごとの緑被率」参照）。

前回の調査（令和元年(2019年)度実施）と比較すると，市全域の緑被率は0.3ポイント増加しており，緑被地ごとの内訳では，樹林地で0.3ポイント，草地で0.2ポイント増加し，農耕地で0.1ポイント，水面で0.1ポイント減少しています。

区域ごとにみると，市街地の緑被率は0.3ポイント減少しており，草地で0.5ポイント増加している一方で，樹林地で0.3ポイント，農耕地で0.2ポイント，水面で0.2ポイント，水面で0.2ポイント減少しています。

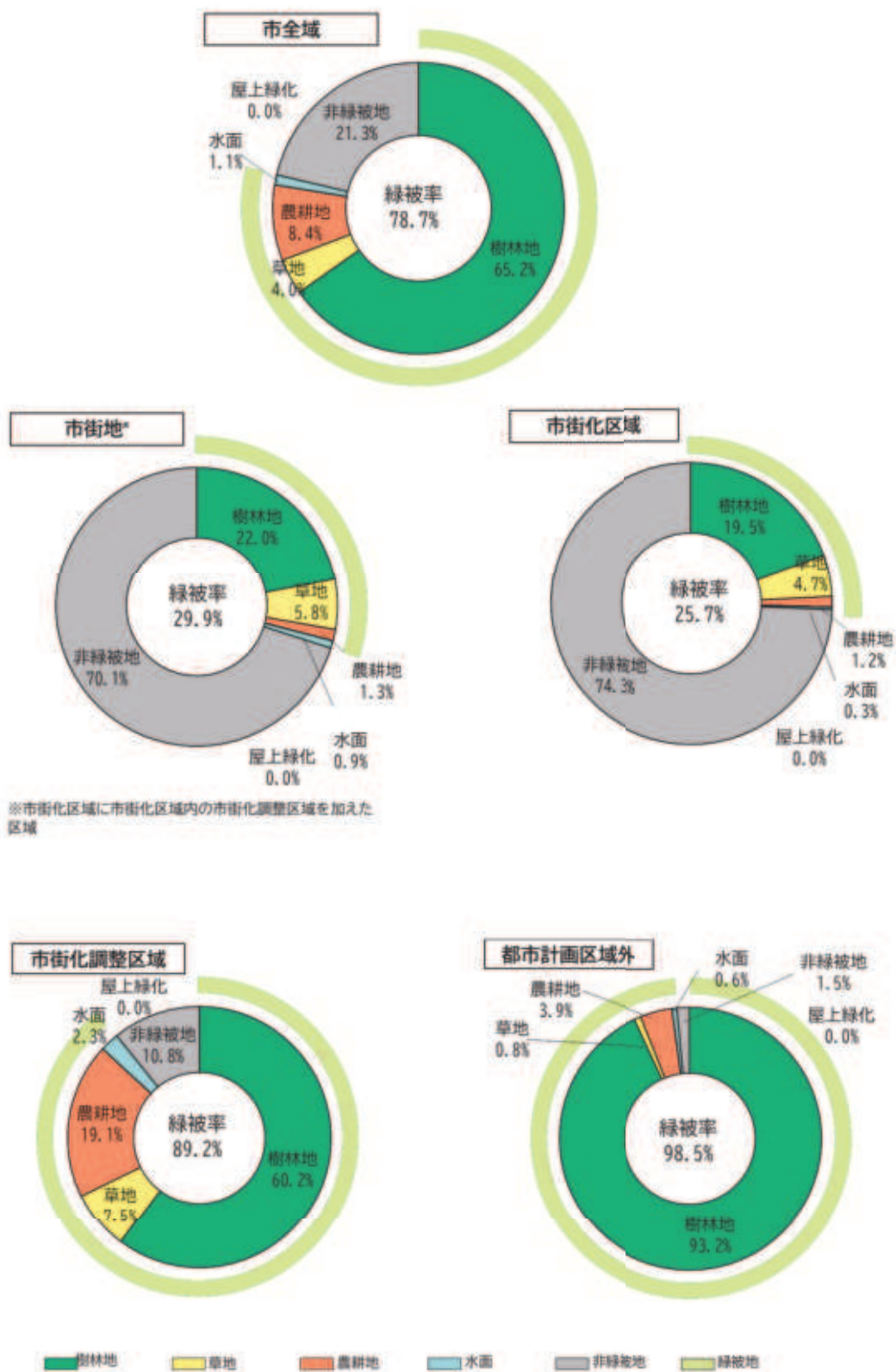
市街化区域の緑被率は0.6ポイント減少しており，草地で0.3ポイント増加している一方で，樹林地で0.5ポイント，草地で0.2ポイント，水面で0.2ポイント減少しています。

市街化調整区域では1.5ポイント増加しており，樹林地で1.8ポイント，草地で0.3ポイント増加している一方で，農耕地で0.3ポイント，水面で0.3ポイント減少しています。

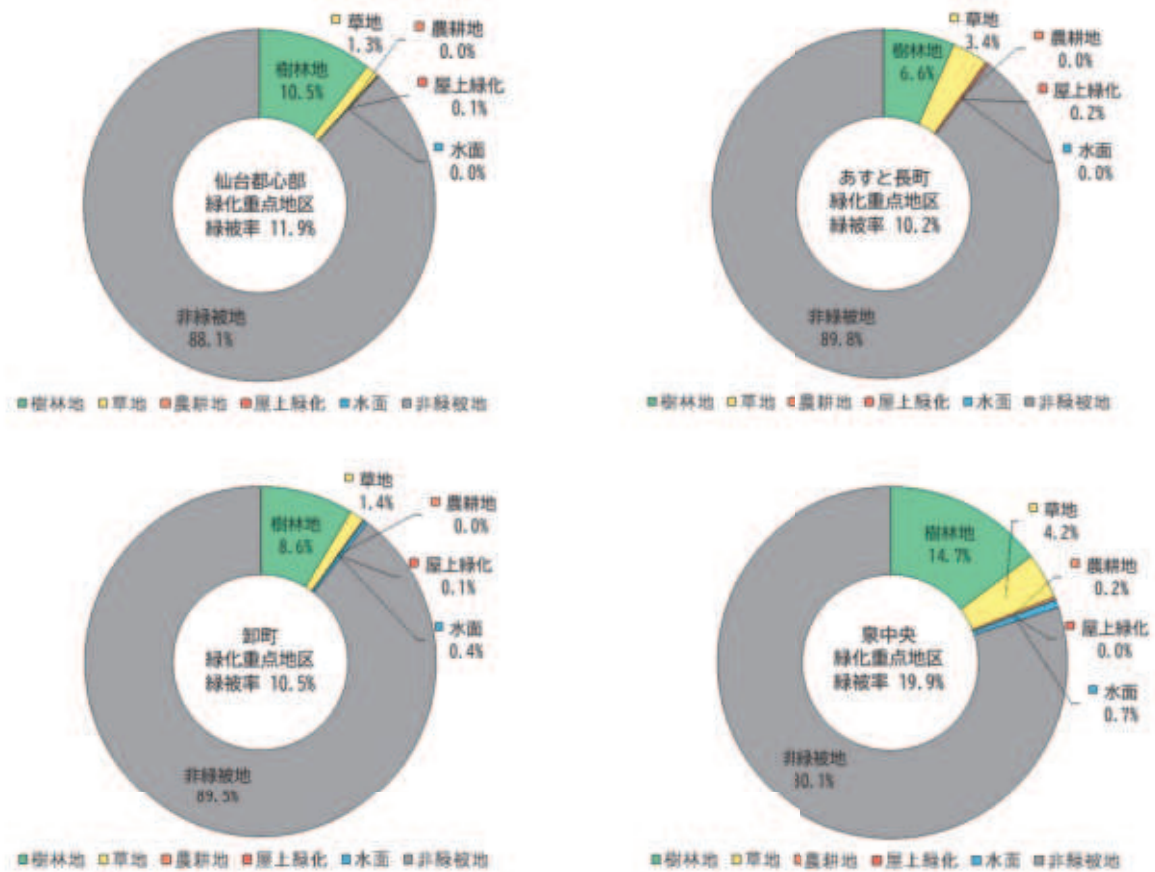
都市計画区域外では，前回の調査と同値で，樹林地で0.3ポイント，草地で0.2ポイント減少していますが，農耕地で0.2ポイント，水面で0.2ポイント増加しています。

表－6：緑被地面積の変化

緑被地の種類・面積 区域区分		区域面積 (ha)	樹林地		草地		農耕地		屋上緑化		水面		緑被地合計		
			緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	
都市計画区域	令和元年度	44,296.00	18,952.80	42.8	2,670.50	6.0	5,393.04	12.2	—	—	781.99	1.8	27,798.33	62.8	
	令和6年度	44,299.90	19,322.18	43.6	2,827.40	6.4	5,246.27	11.8	4.70	0.0	670.19	1.5	28,070.74	63.4	
	市街化 区域	令和元年度	18,006.00	3,604.37	20.0	788.82	4.4	260.31	1.4	—	—	83.69	0.5	4,737.19	26.3
		令和6年度	18,043.90	3,514.77	19.5	849.87	4.7	216.35	1.2	3.87	0.0	55.41	0.3	4,640.27	25.7
	市街化 調整区域	令和元年度	26,290.00	15,348.43	58.4	1,881.68	7.2	5,132.73	19.5	—	—	698.30	2.6	23,061.14	87.7
		令和6年度	26,256.00	15,807.41	60.2	1,977.53	7.5	5,029.92	19.2	0.83	0.0	614.78	2.3	23,430.48	89.2
	都市計画区域外	令和元年度	34,339.00	32,058.62	93.4	354.05	1.0	1,280.07	3.7	—	—	139.73	0.4	33,832.47	98.5
		令和6年度	34,335.10	31,983.10	93.1	285.29	0.8	1,338.11	3.9	0.00	0.0	208.36	0.6	33,814.85	98.5
全市域	令和元年度	78,635.00	51,011.42	64.9	3,024.55	3.8	6,673.11	8.5	—	—	921.72	1.2	61,630.80	78.4	
	令和6年度	78,635.00	51,305.28	65.2	3,112.69	4.0	6,584.38	8.4	4.70	0.0	878.55	1.1	61,885.60	78.7	



図－２５：区域ごとの緑被率



図－２６：緑化重点地区の緑被率



前回調査（令和元年 左）から今回調査（令和６年 右）にかけて緑被率が
増加した市街化調整区域の例（沿岸部の緑被地の比較）



前回調査（令和元年 左）から今回調査（令和6年 右）にかけて緑被率が減少した仙台都心部緑化重点地区の例（東北大学雨宮キャンパス跡地）

3）緑視率調査（令和6年度実施）

仙台都心部緑化重点地区内の10路線の平均緑視率を調査した結果（表－7：「緑視率 前回調査との比較」参照）、全路線の平均は30.1%となり、前回調査と比較して0.9ポイント減少しました。

路線別にみると、第1路線（北山～西公園）、第10路線（仙台駅～宮城野原公園）は、民間地での接道緑化や街路樹の成長等により、前回調査より増加しました。一方、第2路線（県道仙台村田線～南町通）、第3路線（台原緑地～五橋）、第4路線（台原緑地～錦町公園～大年寺山公園）、第5路線（連坊小路～元寺小路福室線）、第6路線（東照宮から大橋八幡～広瀬川牛越緑地）、第7路線（西公園～駅前通り）、第8路線（川内～西公園～榴岡公園～宮城野原公園）第9路線（青葉山公園～仙台駅）は、民有地の樹木の撤去や街路樹の剪定・撤去などにより前回調査より減少しました。

表－7：緑視率 前回調査との比較

路線名	前回 (令和2年調査) 2020			今回 (令和6年調査) 2024			増減		
		道路空間	沿道の緑など		道路空間	沿道の緑など	全体	道路空間	沿道の緑など
第1路線	29.2%	19.5%	9.7%	33.4%	24.4%	9.0%	4.2%	4.9%	▲ 0.7%
第2路線	22.6%	18.3%	4.3%	21.3%	17.9%	3.5%	▲ 1.3%	▲ 0.4%	▲ 0.8%
第3路線	30.6%	23.5%	7.1%	28.9%	23.3%	5.7%	▲ 1.7%	▲ 0.2%	▲ 1.4%
第4路線	35.9%	28.2%	7.7%	35.3%	29.4%	5.9%	▲ 0.6%	1.2%	▲ 1.8%
第5路線	25.7%	20.3%	5.4%	21.3%	17.2%	4.0%	▲ 4.4%	▲ 3.1%	▲ 1.4%
第6路線	19.9%	11.7%	8.2%	19.4%	12.6%	6.7%	▲ 0.5%	0.9%	▲ 1.5%
第7路線	48.9%	42.6%	6.3%	45.8%	38.8%	6.9%	▲ 3.1%	▲ 3.8%	0.6%
第8路線	32.4%	23.1%	9.3%	30.2%	21.4%	8.8%	▲ 2.2%	▲ 1.7%	▲ 0.5%
第9路線	40.9%	29.5%	11.4%	38.7%	26.5%	12.2%	▲ 2.2%	▲ 3.0%	0.8%
第10路線	29.1%	23.9%	5.2%	31.3%	26.9%	4.4%	2.2%	3.0%	▲ 0.8%
平均	31.0%	23.2%	7.8%	30.1%	23.3%	6.8%	▲ 0.9%	0.1%	▲ 1.0%



民有地緑化により緑視率が増加した西公園通（北山～西公園）

（左：令和2年度撮影，右：令和6年度撮影）



街路樹の撤去により緑視率が減少した宮沢根白石線（連坊小路～元寺小路福室線）

（左：令和2年度撮影，右：令和6年度撮影）

4) 市民意識

ア．仙台市市民意識調査

仙台市基本計画に掲げる8つのチャレンジプロジェクトについて、本市の現状や、仙台市実施計画上の施策に関して、市民評価やニーズを把握することを目的として実施した「仙台市市民意識調査」では、「みどりを守り、未来に受け継ぐ百年の杜づくり」を評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）の割合が75.5%となりました。

また、評価を点数化（「評価する」：4点、「どちらかといえば評価する」：3点、「どちらかといえば評価しない」：2点、「評価しない」：1点）し、その平均点を評価度とし、本市が重点的に取組む施策を比較した結果、百年の杜づくりの取組みは、令和4年度から6年度にかけては全26項目中1位、令和7年度は2位と高い評価を受けました。

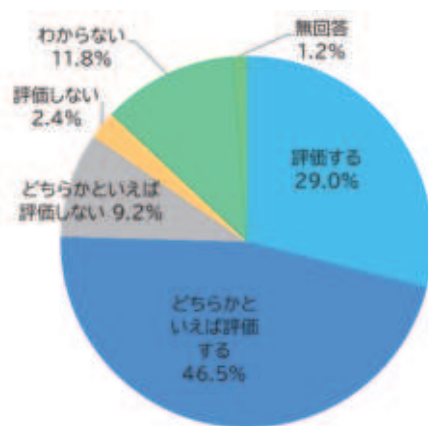


図-27：みどりを守り、未来に受け継ぐ百年の杜づくりの取り組みに対する評価

出典：令和7年度「仙台市市民意識調査」報告書に基づき作成

表-8：仙台市の重点的な施策に対する市民評価（上位5項目の経年変化）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1位	勾当台・定禅寺通エリアの活性化 評価度：3.19	まちにみどりを広げる百年の杜づくり 評価度：3.06	まちにみどりを広げる百年の杜づくり 評価度：3.09	まちにみどりを広げる百年の杜づくり 評価度：3.07
2位	みどりを守り、未来に受け継ぐ百年の杜づくり 評価度：3.17	居心地がよく、巡り歩きたくなるまちなかの空間づくり 評価度：2.96	居心地がよく、巡り歩きたくなるまちなかの空間づくり 評価度：2.96	居心地がよく、巡り歩きたくなるまちなかの空間づくり 評価度：2.96
3位	海辺に人の流れと賑わいを生み出す取り組み 評価度：3.04	防災・減災に関する情報発信や、非常時の体制の整備 評価度：2.94	防災・減災に関する情報発信や、非常時の体制の整備 評価度：2.96	防災・減災に関する情報発信や、非常時の体制の整備 評価度：2.92
4位	新たなビジネスに挑戦しやすい環境づくり 評価度：3.04	文化芸術や歴史などに親しむことができる環境づくり 評価度：2.94	文化芸術や歴史などに親しむことができる環境づくり 評価度：2.95	文化芸術や歴史などに親しむことができる環境づくり 評価度：2.92
5位	防災環境都市づくりの推進 評価度：3.03	訪れる人を増やす取り組み 評価度：2.94	環境にやさしいまちづくり 評価度：2.92	訪れる人を増やす取り組み 評価度：2.90

出典：令和4年度～令和7年度「仙台市市民意識調査」報告書に基づき作成

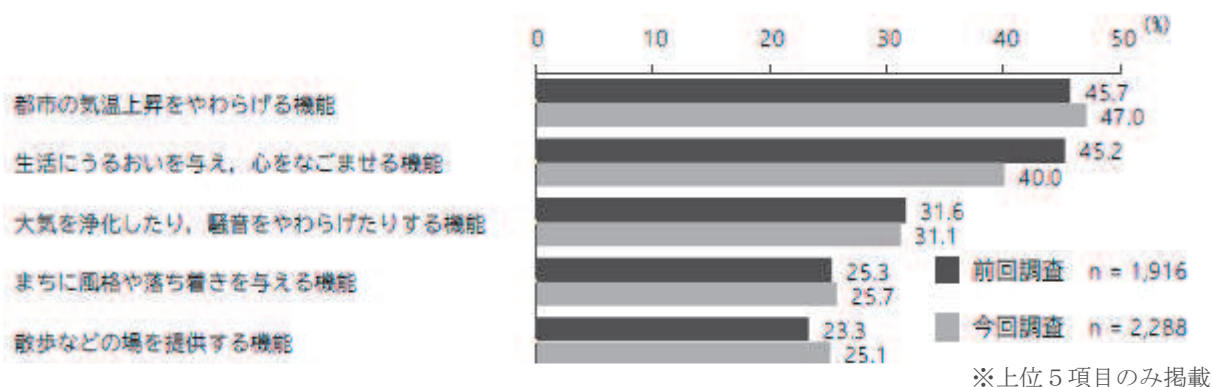
イ. みどりの市民意識調査（令和6年度実施）

「みどりの市民意識調査」では、身近なみどりとして「公園や緑地のみどり」や「街路樹などの道路のみどり」を概ね8割の市民が選びました。身近なみどりに期待する機能としては、「都市の気温上昇の軽減」や「生活への潤い、癒し」、「大気の浄化・騒音の軽減」など生活環境の向上への期待が上位を占めましたが、それらのみどりの満足度（質と量に関する評価）は、質・量ともに、前回調査（令和元年（2019年）度調査）より高まり、質を十分とする回答は半数を上回ることとなりましたが、依然として量を十分とする回答と比較すると評価は低い結果となりました。

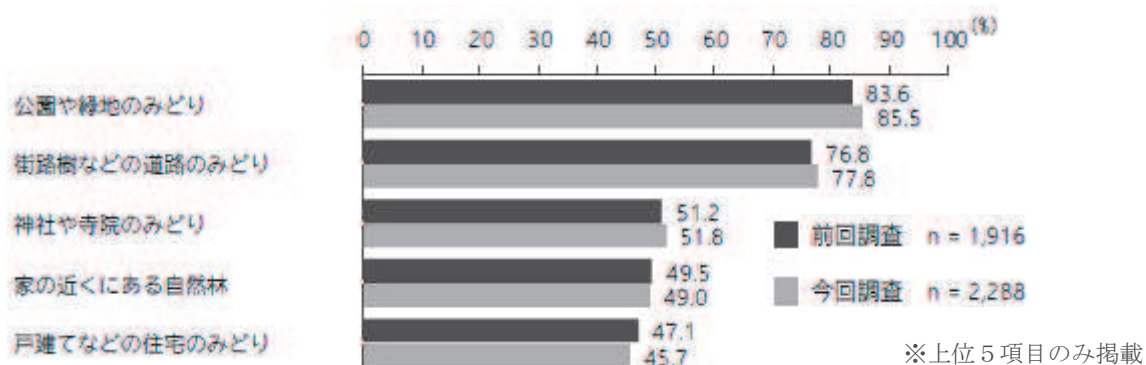
また、「グリーンインフラ」という言葉を知っている市民は、13.9%となり、前回調

査よりも5.3ポイント減少したほか、今回新たに調査した、みどりに関する活動団体の認知度では、仙台市公園愛護協力が10.1%、緑の活動団体が6.5%、仙台市河川愛護会が4.1%で、「どれも知らない」が72.6%となりました。

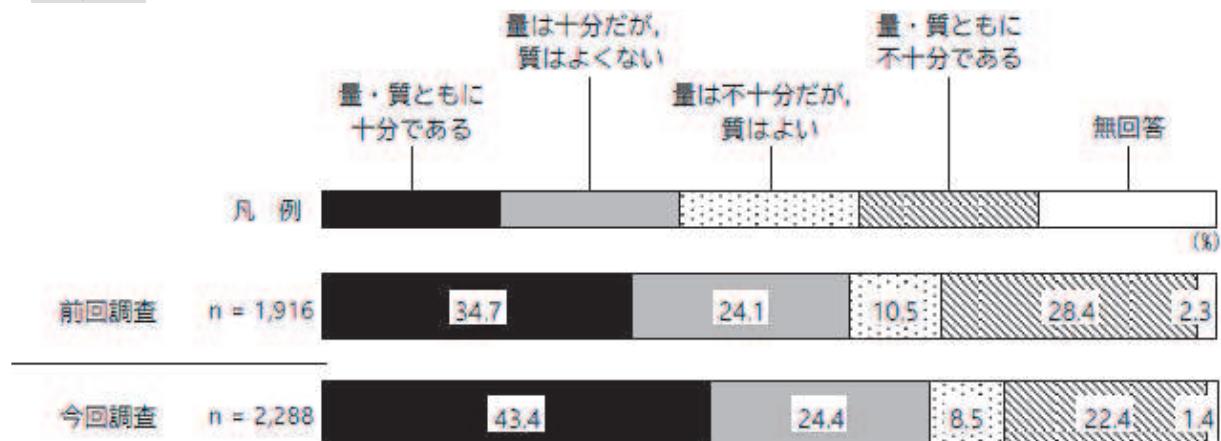
問. あなたにとって身近なみどりとは何か。(あてはまるもの全てに○, n=2,288)
(前回(令和元年(2019年)度)調査からの経年変化付き)



問. 身近なみどりに期待する機能は何か(あてはまるもの3つまでに○, n=2,288)。
(前回(令和元年(2019年)度)調査からの経年変化付き)



問. 現在の身近なみどりの量や質にどのような印象を持っているか。(あてはまるもの1つに○, n=2,288) (前回(令和元年(2019年)度)調査からの経年変化付き)



出典：令和6年度 みどりに関する市民意識調査 報告書

② 計画上半期に生じたみどりに関する新たな視点・本市のまちづくりの動向

1) ネイチャーポジティブ

「ネイチャーポジティブ」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味し、2022年（令和4年）年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までのネイチャーポジティブの実現が掲げられ、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」や、自然を活用した解決策（Nature-based Solution：NbS）等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化など、23の目標が設定されました。

国では、2023年（令和5年）3月に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

本市では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られているとして国が認定した区域及び「地域における生物の多様性の増進のための活動の増進等に関する法律」に基づき国が認定した実施計画の実施区域である「自然共生サイト」の認定取得の推進を図るなど、ネイチャーポジティブの実現に向けた取り組みを進めています。

2) 都市緑地法の改正と緑の基本方針の策定

令和6年（2024年）11月に都市緑地法の改正が行われ、国土交通省が定める「都市における緑地の保全や緑化推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」が創設され、市町村が緑の基本計画を定めるにあたっては、緑の基本方針に基づく必要があります。このほか、特別緑地保全地区内における緑地の機能の維持増進を図るために再生・整備を行う「機能維持増進事業」、民間事業者等による緑地確保の取組みを国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」などが新たに創設されました。

令和6年（2024年）12月に策定された緑の基本方針では、全体目標として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」、個別目標として、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」の3つを掲げています。

 国土交通省



3) 仙台市ダイバーシティ推進指針の策定



仙台市
ダイバーシティ
推進指針

仙台市国際化推進課
編纂

4) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の改定

55

計画における2030年度の温室ガス排出量の削減目標などの脱炭素の分野について、令和5年度に計画を改定しました。

また、令和7年度には、計画の中間評価を行うとともに、定量目標を追加する等の改定を実施しました。みどりに関しては、施策の方向の一つである「豊かな自然環境と多様な生きものを守るとして」においてネイチャーポジティブの視点を取り入れ、生物多様性の維持・回復・創出に向けた取り組みを進めることとしています。

5) せんだいこども若者プラン2025・遊び環境の充実に向けた取り組み方針の策定

「せんだいこども若者プラン2025」では、基本理念に「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち仙台／みんなで支える子育てが楽しいまち仙台」と定め、この実現に向けて4つの基本的な視点を掲げています。

このうち、みどりに関しては、「こども・若者の成長を支える取り組みの充実と、安全・安心な環境の確保」の施策「可能性を広げる教育と体験の場・遊び環境の充実」において、公園の遊び環境の充実や柔軟な利活用推進に取り組むこととしています。

また、「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」では、これまで本市が行ってきた調査・研究、実証実験等の結果や遊びの体験の重要性を踏まえ、本市の遊びの環境の充実に向けた基本的な取組の方向性を示しています。基本理念に「都市個性を生かした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」を掲げ、「身近な場所での遊びの充実」、「多様な主体との連携や都市資源を活用した遊びの充実」、「都市の魅力を向上させる遊び空間の充実」を基本的な視点とし、みどりに関しては、「自然を活用した遊びの充実」、「こどもが楽しめる公園づくり」等に取り組むこととしています。



6) 仙台市観光戦略2027～Into a New Era～の策定

新たな観光コンテンツの創出やポテンシャルのある多彩な資源の磨き上げにより仙台の個性や仙台らしさを際立たせるとともに、新たな財源を活用し、中長期的な視点も踏まえ、魅力の創造に向けてあらゆる可能性を追求していくことで、観光を基軸とした仙台の成長を目指すこととしています。

6つの重点プロジェクトのうち、「次代へつなぐ、青葉山エリアの価値の深化」や、「Sendai Urban Resortの推進」などのプロジェクトにおいて、青葉山や広瀬川、西部エ



リアの自然資源，東部の海辺など，本市の緑を活用した取組みを推進していくこととして
います

7) 泉中央エリアの活性化の取組み

泉中央エリアにおいて，泉区役所の建て替えに合わせて，にぎわい創出に向けた取組み
を進めています。令和7年（2025年）7月には，泉中央エリアの3つの拠点（泉区役所（区
民広場），泉中央駅前地区，七北田公園）で活動する主体を中心に設立された団体により，
3つの賑わいの核を結びつけ，「賑わい軸」を形成することで，回遊性や魅力を高めると
ともに，周辺エリアに人の流れを波及させ，エリア全体の賑わいを創出することを示した
「泉中央エリアまちづくりビジョン」が策定されました。

8) 第40回全国都市緑化仙台フェア（未来の杜せんだい2023 - Feel Green -）の開催

都市緑化意識の高揚，都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより，緑豊かな潤いの
ある都市づくりに寄与することを目的として，国内最大級の花と緑の祭典である第40回全
国都市緑化仙台フェアを令和5年4月26日から6月18日までの54日間にわたり開催し
ました。

メイン会場の青葉山公園追廻地区では，約200品種12万株の花々を使用した大花壇「は
なばた飾り」や，企業，自治体による庭園等が来場者を迎え，西公園地区では，樹林地を利
用したアクティビティや夜間イベントなどを実施しました。また，まちなかエリア会場では，
ケヤキ並木の新緑に加え，花による修景スポットが憩いとにぎわいの場を創り出するなど，
各会場の特色を活かしながら，本市による「百年の杜づくり」や震災からの復興の取組みの
発信や，本市ならではのみのりの活用の提案を行いました。

来場者数は目標を超える約115万人に達し，経済波及効果は約125億円にのぼりました。
また，大花壇「はなばた飾り」の一部において，市民参加による花植えを行ったほか，会場
案内や植物管理には延べ1,600名を超えるボランティアが参加するなど，市民協働による会
場づくり・運営を推進し，多くの市民が交流する機会となりました。



メイン会場となった青葉山公園に
整備された大花壇「はなばた飾り」



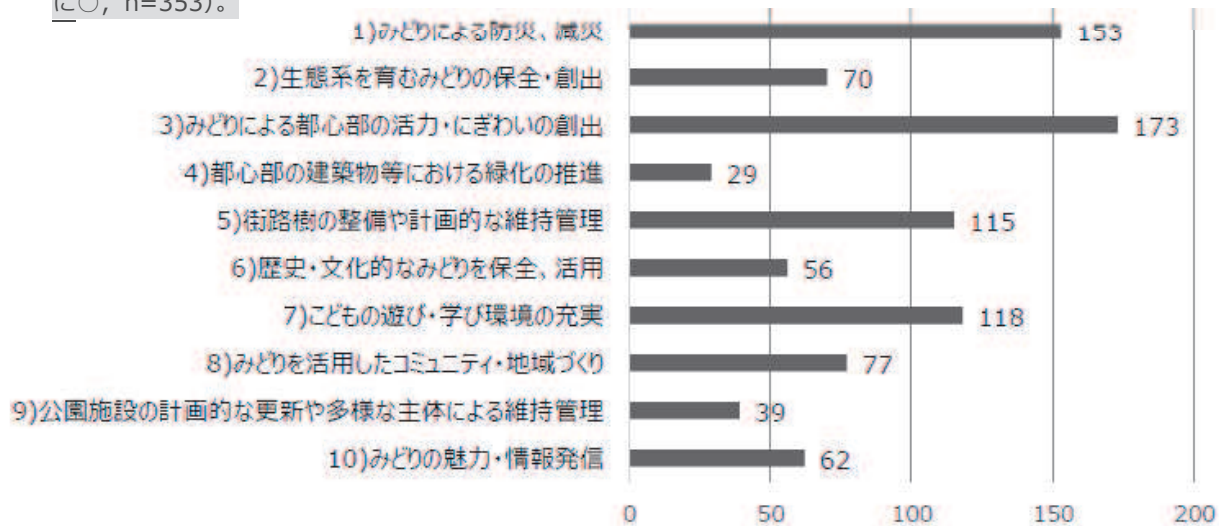
まちなか会場となった青葉通

③ 市民意見

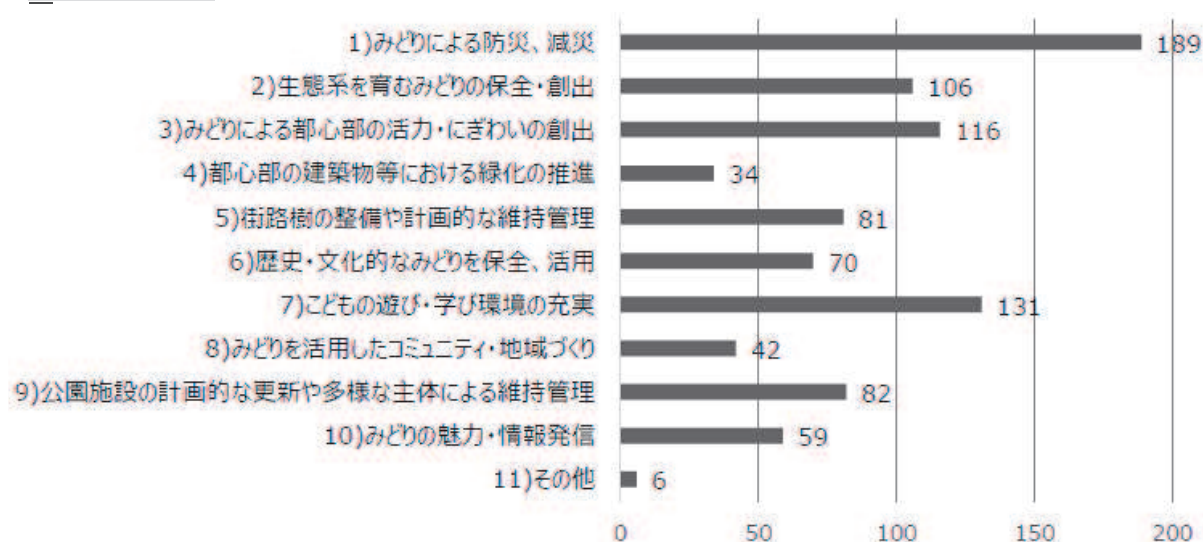
1) 市政モニターアンケート（令和7年度実施）

18歳以上の市民を対象に公募のうえ委嘱した市政モニター399名に、みどりの基本計画の取組み等に関するアンケートを行いました（有効回収数353票、有効回収率88.5%）。本計画に基づくみどりの取組みのうち最も評価するものについて質問したところ、「みどりによる都心部の活力・にぎわいの創出に関する取組み（19.4%）」が最も多く、次いで「みどりによる防災、減災に関する取組み（17.2%）」、「みどりによるこどもの遊び・学び環境の充実に関する取組み（13.2%）」となりました。また、今後より力を入れて実施すべき取組みについては、「みどりによる防災、減災に関する取組み（20.6%）」が最も多く、次いで「みどりによるこどもの遊び・学び環境の充実に関する取組み（14.3%）」、「みどりによる都心部の活力・にぎわいの創出に関する取組み（12.7%）」となりました。

問. 仙台しみどりの基本計画に基づく取組みのうち、最も評価するものは何か（あてはまるもの3つまでに○, n=353）。



問. 仙台市みどりの基本計画に基づく取組みのうち、最も評価するものは何か（あてはまるもの 3 つまでに○, n=353）。



出典：令和7年度 第1回 市政モニターアンケート

仙台市みどりの基本計画の中間見直しに向けたアンケート調査 報告書

2) 若者向け市民ワークショップ（令和7年度実施）

市内で生活（通勤・通学・居住）する18歳から29歳の若者を対象に、「杜の都のブランディング」をテーマにワークショップを開催しました（参加者15名）。「杜の都のみどり」を本市のブランディングに活かすために「もっとここに緑があったらいいと思う機会・場所」について話し合い、仙台駅をはじめとする都心部（屋内を含む）の緑化や、シンボルとなる緑化を多数提案されたほか、ベンチや自宅、一人になれる空間など、憩うための空間にみどりの創出を求める意見等が複数寄せられました。



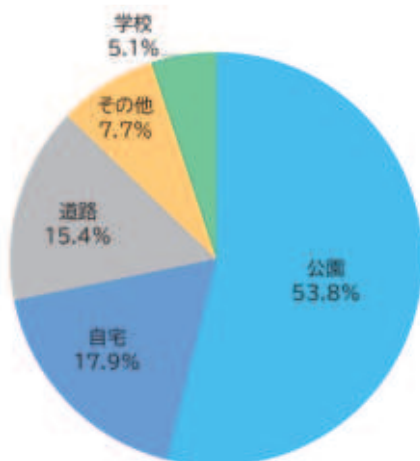
令和7年度百年の杜づくりフォーラムワークショップ
「『杜の都×ブランディング』若者交流会

3) こどもへのアンケート（こどもいけん広場）（令和7年度実施）

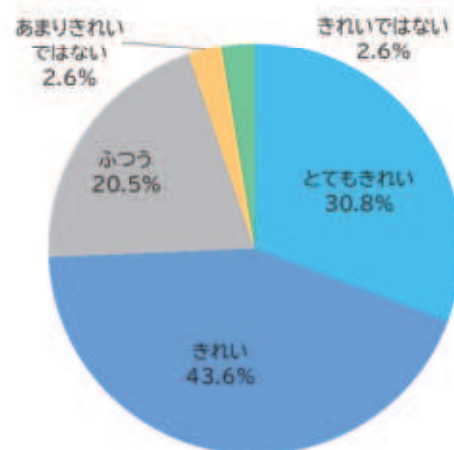
公益財団法人仙台こども財団が運営する「こどもいけん広場」に登録されている，本市に在住もしくは市内に通っている小学4年生から18歳までの方189名を対象に，みどりへの関心や意識などについて調査を行いました（有効回収数39票，有効回収率20.6%）。普段，みどりを最も見たり触れ合ったりする場所を質問したところ，「公園（53.8%）」が最も多く，次いで「自宅（17.9%）」，「道路（15.4%）」となりました。また，普段見ているみどりがきれいかを質問したところ，「とてもきれい（30.8%）」，「きれい（43.6%）」と7割近い方がきれいな印象を受けていることが分かりました。

今後参加してみたいみどりの活動について質問したところ，「木を植える活動（16.1%）」が，最も多く，次いで「川などの水辺でつり・水遊びをする（15.3%）」，「花や木などを題材に絵をかく・写真をとる（13.7%）」となりました。

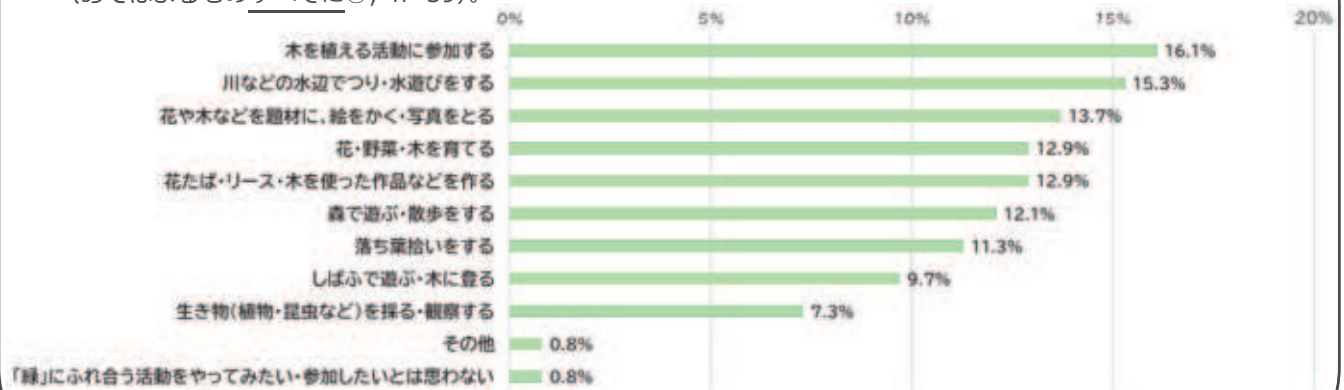
問. 普段，「緑」を最もよく見たりふれ合ったりする場所はどこか（あてはまるもの1つに○，n=39）。



問. ふだん見ている「緑」はきれいだと思うか（あてはまるもの1つに○，n=39）。



問. これからやってみたい，または参加してみたい「緑」にふれあう活動は何か（あてはまるものすべてに○，n=39）。



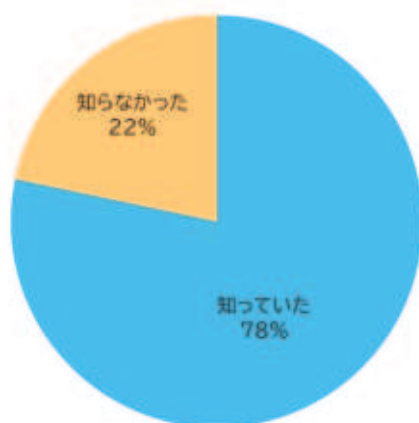
出典：「こどもいけん広場『教えて！みんなが考える，緑のある暮らし・まちづくり』いけんのまとめ」を基に作成

4) 外国人居住者向けアンケート（令和7年度実施）

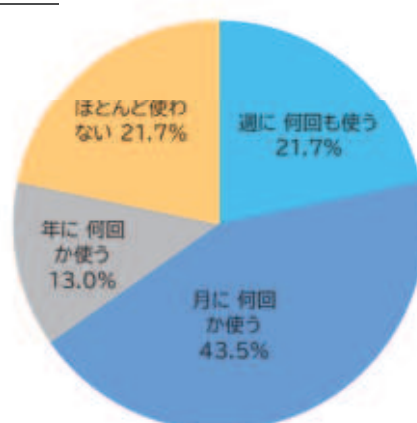
市内の外国人受け入れ教育機関に属する留学生や研究者等を対象に、本市のみどりに関するアンケートを行いました（各教育機関に周知を依頼、回答者数23票）。本市が「杜の都」と呼ばれていることを知っているかを質問したところ、78.3%の方から「知っていた」という回答が得られました。

また、本市だけにあるみどりの特徴について質問したところ、「定禅寺通や青葉通など、まちの中心にある道の木(35.1%)」、次いで「青葉山など、まちの近くにある森(21.0%)」、「まちにある公園(17.5%)」となりました。さらに、市内の公園の利用頻度を質問したところ、「月に何回か使う(43.5%)」が最も多い結果となりました。

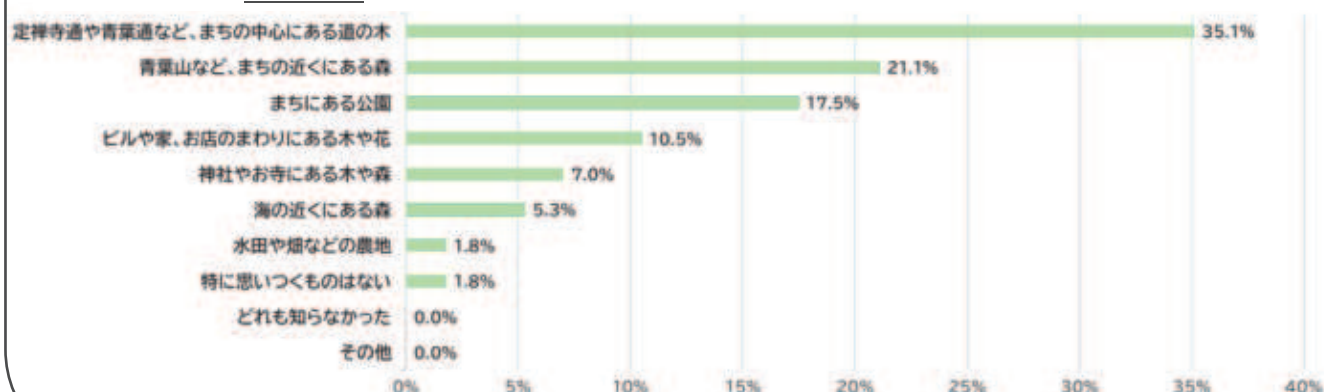
問. 仙台市が「杜の都」とよばれていることを知っていたか（あてはまるもの1つに○, n=23）。



問. 仙台市の公園をどのくらい使うか（あてはまるもの1つに○, n=23）。



問. 仙台市だけにある「みどり」の特徴は何か（あてはまるもの3つまでに○, n=23）。



④ 計画中間年度までに生じた本市のみどりの課題と中間見直しの方針

計画の中間評価やみどりに関する新たな視点・本市のまちづくりの動向，市民意見等を踏まえ，計画中間年度までの取組みについて，課題を次のように整理しました。

- みどりの価値を高め，多様な主体がグリーンインフラの推進に参画してもらえるよう，本市の重要な施策との連携を強化し，みどりの持つ機能を様々な分野に活用するとともに，市民に対して機能・効果が見える形でグリーンインフラを推進する必要があります。
- ネイチャーポジティブの実現にむけて，都市緑地の保全や都市緑化の推進等，生物多様性の確保に資する取組みをさらに推進する必要があります。
- 都心部において沿道の建築物や公共空間の緑化を一層推進するほか，本市のみどりの代表格である街路樹や保存樹林等の質の向上等，質の高いみどりを創出する必要があります。
- 多様な主体との協働・連携による公園管理運営やみどりの活動を活性化させる仕組みを整備する必要があります。

これらの課題と見直しの方針を踏まえ，本計画を次のように修正しました。

- 本計画を「ダイバーシティ」の視点から捉えなおすとともに，「脱炭素（気候変動）」，「観光」，「こども」の視点を強化・補足しました。また，中間年度までに生じた課題や，市民意見の聴取結果等を踏まえ，各基本方針の重点的な取組みの再構成を行いました。（第二章）
- 基本方針ごとの指標について，事業や取組みの進捗に合わせ，一部の目標値を上方修正するほか，重点的な取組みの再構成を踏まえ，指標を追加しました。（第二章，第四章）

2 基本理念・みどりの将来像

(1) 基本理念

百年の杜づくりで実現する新たな杜の都

～みどりを育むひと、みどりが育むまち～

本市の都市個性の1つに、市街地における公園や街路樹といったまちのみどりが、奥山から沿岸部までの豊かな自然と連続し、都市機能と調和した「環境」があります。これは市民共有の財産として、良好なみどりの保全・創出を行う「百年の杜づくり」が支えてきたものです。

上位計画になる仙台市基本計画では、世界からも選ばれるまちを目指し、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～“The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念とし、これまで培ってきた都市個性を深化、掛け合わせることで、杜の都を新たなステージに押し上げる挑戦をはじめることとしています。

このことを踏まえ、これまでみんなで取組んできた「百年の杜づくり」を継続するとともに、培ってきたみどりの多様な機能をまちづくりに積極的に活用していくことで、新たな杜の都を実現します。

ひとがみどりを育み、そのみどりがまちと暮らしを育むことで杜の都の更なる高みを目指します。

「百年の杜づくり」とは

本市は「杜の都」と呼ばれており、この緑豊かなまちの姿の原点は、今から約400年前までさかのぼります。仙台藩祖伊達政宗公が屋敷内に果樹や建築用材となる木を植えるように勧めてできた屋敷林、寺や神社の林、広瀬川や青葉山の緑が一体となって、まち全体が緑に包まれていたと言われています。第二次世界大戦時の仙台空襲で、まちの緑は消失してしまいますが、その後の復興により「杜の都」を支える緑は、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わっていきました。

「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取り組みです。

(2) みどりの将来像

○百年の杜将来イメージ

奥羽山脈や泉ヶ岳などの奥山のみどりは澄んだ空気と水を生み出し、生き物を育みます

斉勝沼緑地や水の森公園などの里山のみどりは人々を招き入れ、自然とまちをつなぎます

青葉の森緑地や岩切緑地などの市街地のみどりは人々を包み、居心地の良い空間で人のつながり

定禅寺通や勾当台公園などの都心のみどりが人を守り、人に活力を与え、まちのにぎわいを創



が生まれます

ります



広瀬川や七北田川などの河川のみどりはもり，まち，うみをつなぎ，そこに人々が集います

東部地域などに広がる田園のみどりは歴史的景観を留め，海からの風を招き入れます

海岸公園などの海岸のみどりが再生し再び市民の生活を支え，新たなにぎわいが生まれます

奥山



原生的な環境を有する樹林地の保全や人工林の適切な管理に取り組み、生物多様性の確保、健全な水循環、二酸化炭素の吸収や持続可能な木材供給などを実現します。

里山



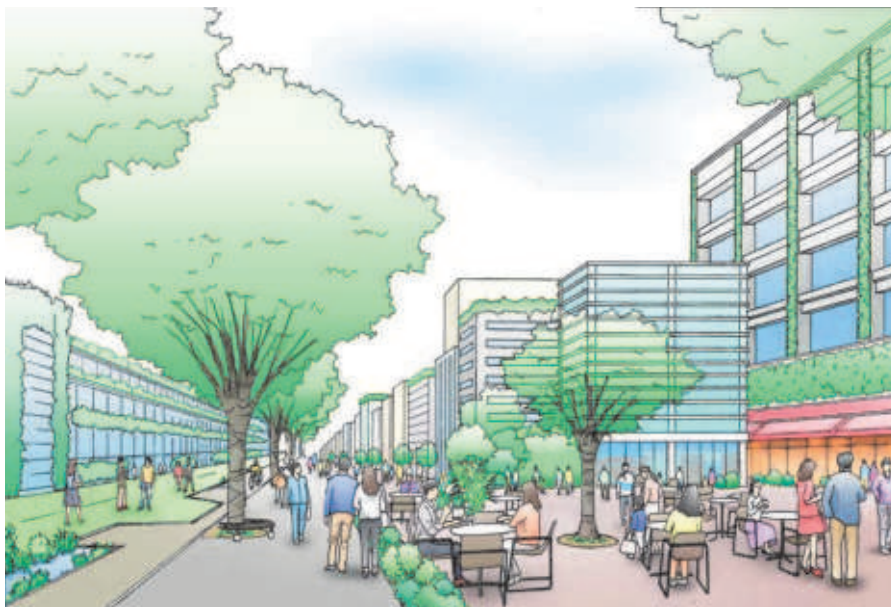
良好な自然環境の維持に取り組むとともに、キャンプや環境教育など市民が様々な利用する場となることを目指します。

市街地（都心以外）



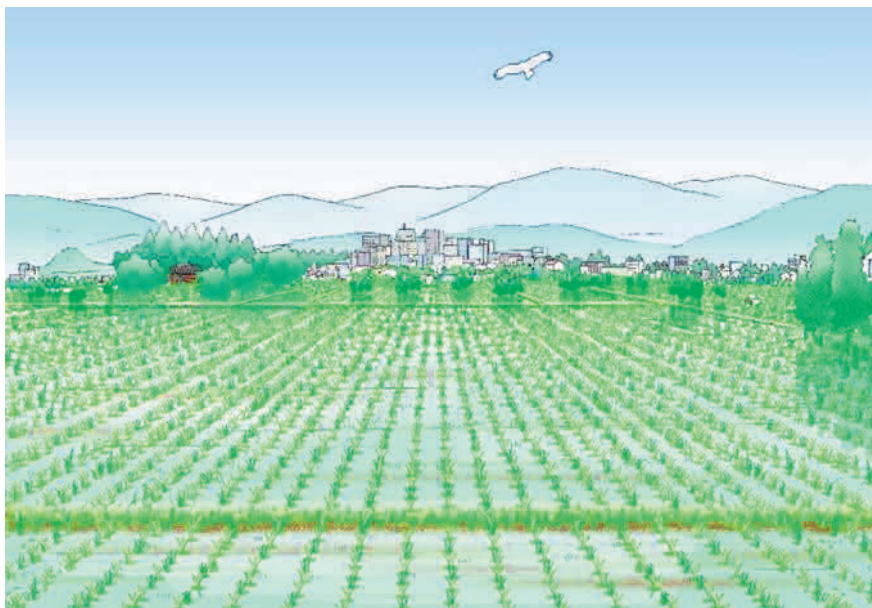
多様な主体と連携した公園整備，管理運営に取組み，こどもの遊びやテレワーク，地域の花壇づくりなど，生活スタイルに合わせ公園が利用されるまちを目指します。

都心



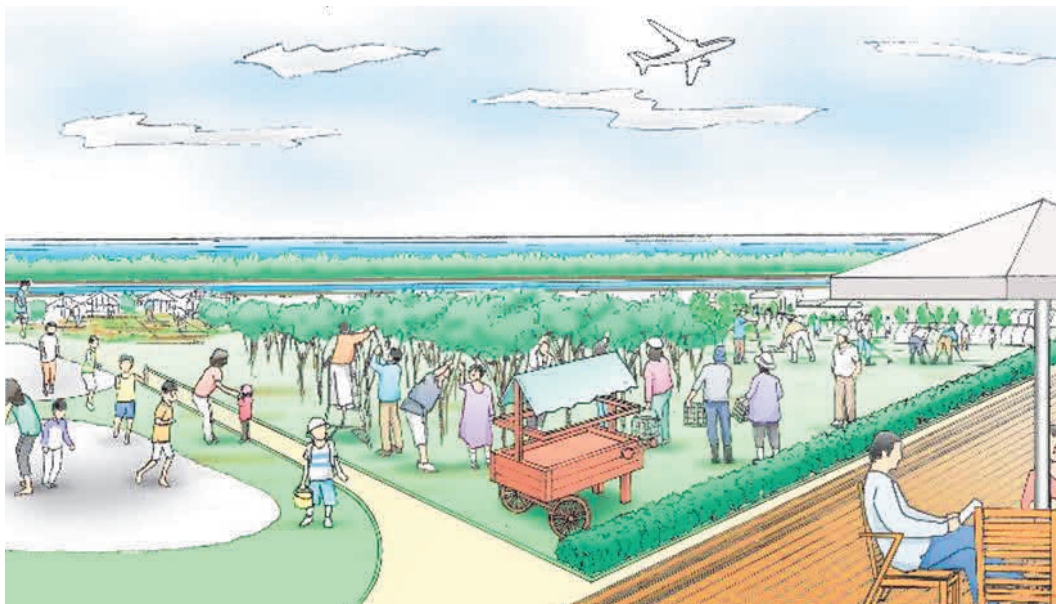
建築物緑化や街路樹，公園などのみどりの充実と利活用に取り組み，美しく活気ある都市空間を目指します。

田園



農地の適正な保全に取り組み，生物多様性の保全，地域固有の景観の維持，健全な水循環，ヒートアイランド現象の緩和などを実現します。

海岸



農業体験等の集団移転跡地の利活用や，市民協働による海岸防災林の再生を進めることで，防災・減災機能を高めながら，東部エリアのにぎわい，活性化を目指します。

河川



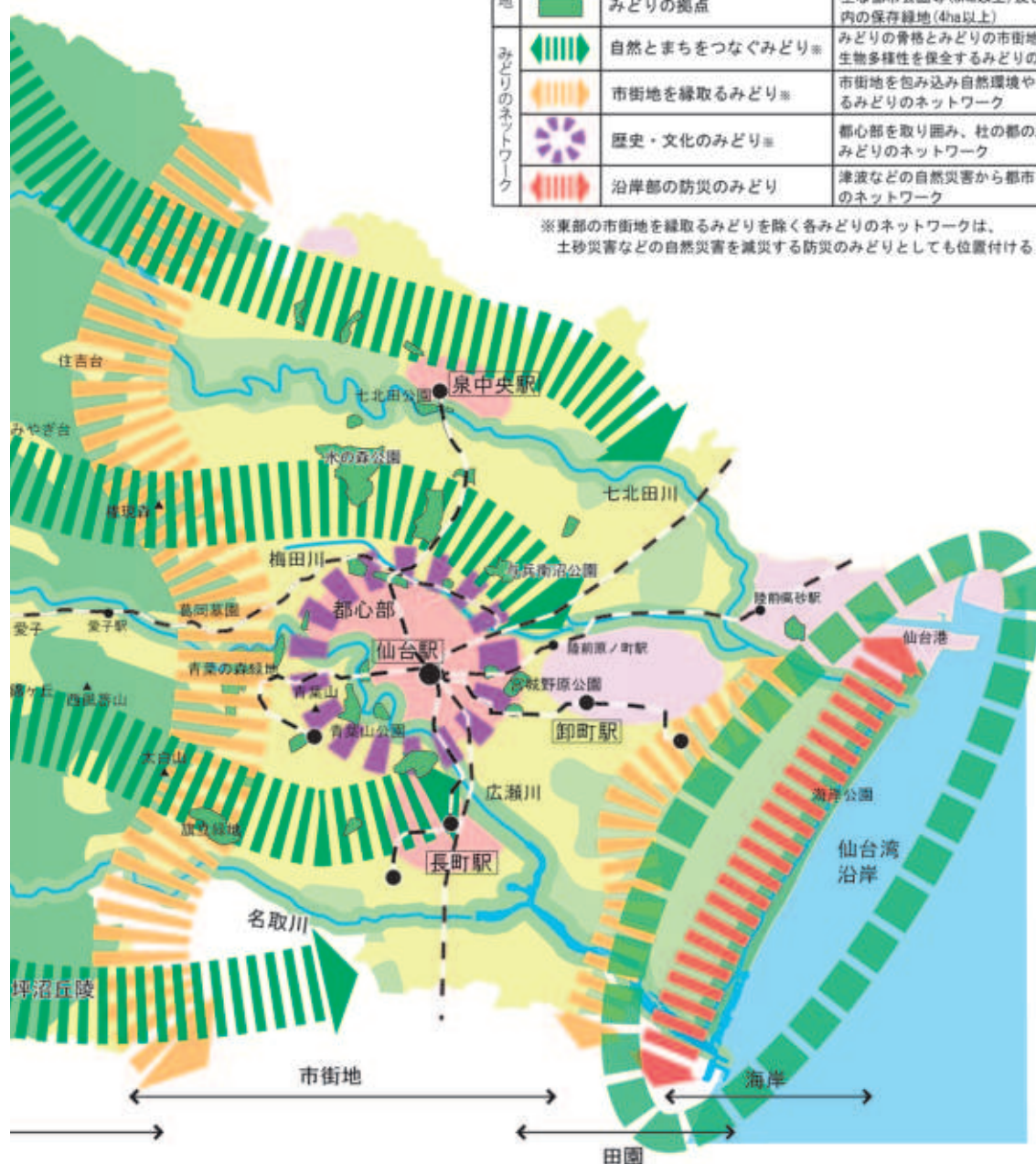
河岸段丘の景観と生物多様性を保全しながら親水空間の利活用に取り組むことで、仙台の都市個性としての価値を高めながら、市民に近い河川空間を目指します。

○「百年の杜」将来像図

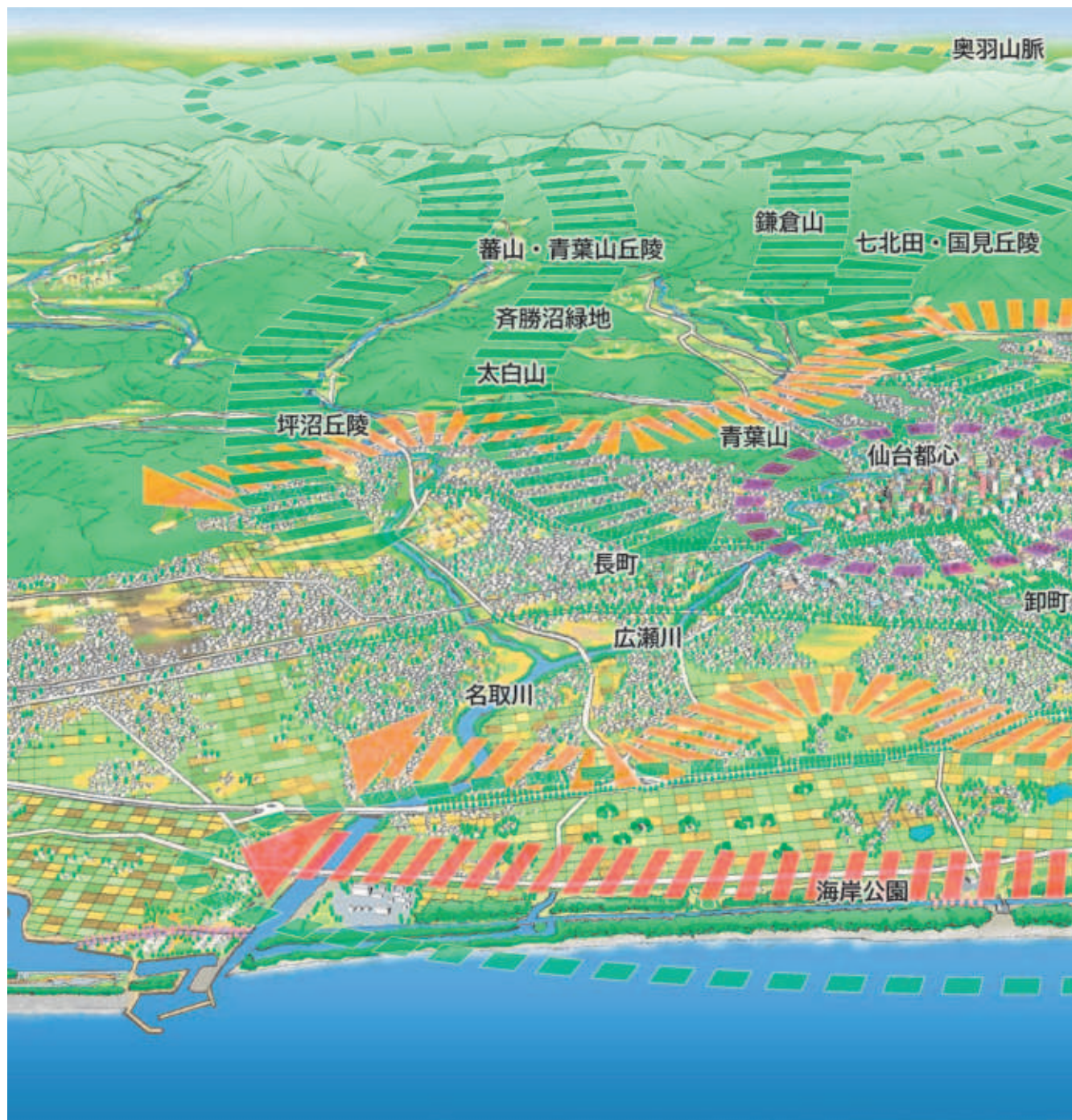


凡 例		概 要
みどりの骨格		みどりの核
		水が育むみどり軸
		山地・丘陵地のみどり
		田園のみどり
		海岸のみどり
みどりの市街地		みどりと共生する暮らし空間
		みどり美しいまちなか空間
		みどり豊かな産業活動空間
		みどりの拠点
みどりのネットワーク		自然とまちをつなぐみどり※
		市街地を縁取るみどり※
		歴史・文化のみどり※
		沿岸部の防災のみどり

※東部の市街地を縁取るみどりを除く各みどりのネットワークは、土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりとしても位置付ける。



○百年の杜将来イメージ・「百年の杜」将来像図の重ね図





みどりの核



歴史・文化のみどり



自然とまちをつなぐみどり



市街地を縁取るみどり



沿岸部の防災のみどり

3 取組みの姿勢

(1) グリーンインフラの推進

＜グリーンインフラと杜の都のみどり＞

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方として、1990年代後半から欧米を中心に展開されてきました。我が国では、平成27年(2015年)に「国土形成計画」に位置付けられ、令和元年(2019年)には国土交通省からグリーンインフラ推進戦略が示されました(1)(2)④グリーンインフラ推進戦略(P.14,15)参照)。様々な分野で取組みが進むグリーンインフラですが、その手法、取組みの対象は多様であり、捉え方にも幅があります。仙台市基本計画ではグリーンインフラを「コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤(グレーインフラ)に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方(取組み)」と捉えています。これからはグレーインフラとグリーンインフラが相互に補完しあうとともに、グリーンインフラを横串とすることで、みどりにより、防災、環境、健康などの様々な分野での都市の機能をより高めていく施策を展開することが求められます。

本市は、仙台藩初代藩主伊達政宗公が、家臣の屋敷内に食料・燃料となる樹木の植栽を奨励したことで、城下に豊かな屋敷林が育ち、杜の都と呼ばれるようになりました。屋敷林の多くは第二次世界大戦の戦火により失われましたが、戦災復興で生み出された都市公園のみどりや定禅寺通、青葉通に植栽されたケヤキ並木が大きく成長し、現在の「杜の都・仙台」を象徴するみどりとなっています。東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた海岸林を津波防災の多重防御システムとして再生するために、市民や企業などとの協働により、植樹や育樹に取り組んできました。今日に至るまで、本市ではみどりを日々の暮らしやまちづくりに欠かすことができないものとして大切に手入れを行いながら、その多様な機能を利活用してきた歴史があり、長い時間をかけて「グリーンインフラ」によるまちづくりに取り組んできたと言えます。

＜これからのまちづくりにおけるグリーンインフラ＞

本計画では、これらの取組みに加え、令和2年(2020年)世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化など将来起こり得る予見できない社会状況にも備えながら、就労環境や住環境の向上、子育てや教育、コミュニティ形成への寄与による人づくりなど、多岐にわたるグリーンインフラの効果に着目した持続可能で魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

本市は、一級河川名取川及びその支流広瀬川と二級河川七北田川のそれぞれの源流から河口までを一つの行政区域に含み、奥山から里山、市街地のみどり、東部の農地、海岸林、河川が連続して、防災、環境、レクリエーションなど様々な役割を果たしています。本計画の推進にあたっては、本市が持つこれら豊かなみどりの多様な機能を積極的に活用していきます。

奥山・里山では樹林地の保全により、水害の軽減、水源・地下水の涵養、生物多様性の保全を推進します。青葉区大倉の青下水源地では、事業者がボランティアで樹林地管理に参加することで、さらにコミュニティの形成や健康増進などの効果の発現が期待されます。

市街地においては、都市公園や街路樹など身近なみどりを都市経営の資源として捉え、長期的な視点に立った計画的な整備や維持管理を行うみどりのマネジメントに取り組めます。

さらに都心部では建築物の更新時などの機会を捉え、景観や環境、憩いなど様々な機能を発揮する質の高い緑化の誘導を図り、美しく活気ある都市空間をつくりまします。

田園・海岸は、冷涼な海風を内陸に流入させて市街地のヒートアイランド現象を緩和するほか、海岸林は津波被害を軽減する多重防御として機能まします。

河川はこれらのみどりを水、風、景観で繋いでおり、都心部を流れる広瀬川においては、中流域特有の自然崖が残る環境を生かし、生物多様性の保全に努めるほか、青葉山周辺では仙台を代表するエリアとして親水空間の利活用に取り組まします。

また、事業の実施にあたっては、グリーンインフラとの親和性が高い参加型の取組みを進めることで、様々な分野での効果を高めるとともに、市民一人ひとりが、都市基盤を自分自身の生活と結び付け、そのあり方を考える社会への変化を促まします。

基本理念「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまちと暮らし～」を実現すべく、関連する行政分野が連携を強めるとともに、連携分野を広げることと、市民や事業者などの多様な主体との協働のもと、グリーンインフラを推進してまします。

(2) 杜の都のグリーンインフラ



凡 例

	山地・丘陵地のみどり
	田園のみどり
	水が育むみどり軸
	みどりの市街地
	海岸のみどり
	みどりの緑画



仙台は、森林や里地里山、市街地のみどり、東部の農地、源流から河口に至る河川など、市域に多様な自然がつながりを持って分布している稀有な都市です。

これらの骨格となる多様なみどりは、水害の軽減、水源・地下水涵養、水質浄化、利水、微気象の緩和などの様々な役割を果たしています。

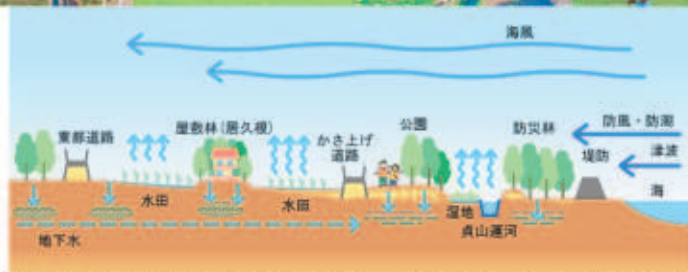
市街地（都心部以外）



市街地のみどりは景観の向上、レクリエーション、コミュニティ形成等の機能を発揮します。また、雨水の浸透・貯留機能を高めることにより、水害の軽減、地下水涵養、水質浄化等に寄与します。



備促進に伴う緑化推進等による機能を発揮します。また、雨軽減、地下水涵養、水質浄化等



夏季の冷たい海風は東部の平坦な地形を通して内陸まで届き、市街地の温度の上昇を緩和しています。沿岸部の防災林は防潮・防風機能を確保し、防潮堤やかさ上げ道路等による津波被害を軽減する多重防御の機能を高めます。農地、湿地、屋敷林や樹林地の保全により生物多様性確保、地域固有の景観保全に寄与します。